

第二十四回国会
衆議院

文教委員會議錄第三十二号

昭和三十一年四月二十六日(木曜日)
午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 佐藤觀次郎君
理事 赤城 宗徳君 理事 加藤 精三君
理事 高村 坂彦君 理事 坂田 道太君
理事 米田 吉盛君 理事 辻原 弘市君
理事 山崎 始男君
伊東 岩男君 稻葉 修君
北村 徳太郎君 久野 忠治君
杉浦 武雄君 田中 久雄君
千葉 三郎君 塚原 俊郎君
並木 芳雄君 野依 秀市君
町村 金五君 山口 好一君
八木 一郎君 河野 正君
小牧 次生君 高津 正道君
平田 ヒデ君 小林 信一君

出席國務大臣

文部大臣 清瀬 一郎君
出席政府委員 文部事務次官 竹尾 式君
文部事務官(初等中等教育局長) 緒方 信一君
文部事務官(社会教育局長) 内藤 警三郎君

委員外の出席者

参議院文教委員長 加賀山之雄君
文部事務官(大臣官房総務参事官) 斎藤 正君
文部事務官(大臣官房総務参事官) 石井 昂君

委員に選任された。

四月十二日

次の委員会開会要求書が提出された。

文教委員会開会要求書
地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案について審査のため

衆議院規則第六十七條により、四月十三日午前十時より文教委員会を開会することを要求する。

昭和三十一年四月十二日
文教委員長 佐藤觀次郎殿
文教委員 坂田 道太
高村 坂彦
米田 吉盛
田中 久雄
杉浦 武雄
町村 金五
伊東 岩男
稲葉 修
赤城 宗徳
塚原 俊郎
千葉 三郎

四月十三日
次の委員会開会要求書が提出された。

文教委員会開会要求書
地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案について審査のため

衆議院規則第六十七條により、四月十六日午前十時より文教委員会を開会することを要求する。

昭和三十一年四月十四日
文教委員長 佐藤觀次郎殿
文教委員 赤城 宗徳
坂田 道太
高村 坂彦

関係法律の整理に関する法律案について審査のため
衆議院規則第六十七條により四月十四日午前十時より文教委員会を開会することを要求する。

昭和三十一年四月十三日
文教委員長 佐藤觀次郎殿
文教委員 坂田 道太
赤城 宗徳
加藤 精三
高村 坂彦
米田 吉盛
伊東 岩男
北村 徳太郎
稲葉 修
杉浦 武雄
塚原 俊郎
田中 久雄

四月十四日
次の委員会開会要求書が提出された。

文教委員会開会要求書
地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案について審査のため

衆議院規則第六十七條により、四月十七日午前十時より文教委員会を開会することを要求する。

昭和三十一年四月十六日
文教委員長 佐藤觀次郎殿
文教委員 赤城 宗徳
米田 吉盛
高村 坂彦
坂田 道太
加藤 精三
伊東 岩男
塚原 俊郎
杉浦 武雄
田中 久雄
北村 徳太郎
稲葉 修

四月十六日
次の委員会開会要求書が提出された。

文教委員会開会要求書
地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案について審査のため

衆議院規則第六十七條により、四月十七日午前十時より文教委員会を開会することを要求する。

昭和三十一年四月十六日
文教委員長 佐藤觀次郎殿
文教委員 赤城 宗徳
米田 吉盛
高村 坂彦
坂田 道太
加藤 精三
伊東 岩男
塚原 俊郎
杉浦 武雄
田中 久雄
北村 徳太郎
稲葉 修

文教委員会開会要求書
地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案について審査のため

衆議院規則第六十七條により、四月十八日午前十時より文教委員会を開会することを要求する。

昭和三十一年四月十七日
文教委員長 佐藤觀次郎殿
文教委員 赤城 宗徳
高村 坂彦
米田 吉盛
加藤 精三
坂田 道太
田中 久雄
杉浦 武雄
塚原 俊郎
伊東 岩男
稲葉 修

四月十八日
次の委員会開会要求書が提出された。

文教委員会開会要求書
地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案について審査のため

衆議院規則第六十七條により、四月十九日午前十時より文教委員会を開会することを要求する。

昭和三十一年四月十八日
文教委員長 佐藤觀次郎殿

四月二十六日

委員伊藤輝一君辭任につき、その補欠として八木一郎君が議長の指名で

文教委員 赤城 宗徳

坂田 道太

加藤 精三

高村 坂彦

伊東 岩男

町村 金吾

塚原 俊郎

並木 芳雄

杉浦 武雄

米田 吉盛

本日の会議に付した案件

万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律案（内閣提出第七七号）（参議院送付）

夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律案（参議院提出、参法第七号）

公立養護学校整備特別措置法案（参議院提出、参法第八号）

育学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第九号）

教科書法案（辻原弘市君外八名提出、衆法第四四号）

初等教育及び中等教育の教育内容等に関する法律案（辻原弘市君外八名提出、衆法第四五号）

義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科書の給与に関する法律案（辻原弘市君外八名提出、衆法第四六号）

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

まず万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

この際暫時休憩いたします。

午前十時四十二分休憩

午後三時三十六分開議

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後三時三十六分開議
午後三時三十分参議院提出の三法案について提案理由の説明を聴取し、その後午前中に議題とした万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律案に関する質疑に入ることとした。

それでは、まず参議院提出の夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律案、公立養護学校整備特別措置法案並びに育学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案を一括議題とし、順次その提案理由の説明を、提出者である参議院議員加賀山之雄君より聴取いたします。加賀山君。

夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律案
夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律

（目的）
第一条 この法律は、勤労青年教育の重要性にかんがみ、働きながら高等学校の夜間課程において学ぶ青年の身体の健全な発達に資し、あわせて国民の食生活の改善に寄与するため、夜間学校給食の実施に關し必要な事項を定め、かつ、その普及充実に關することを目的とする。

（定義）
第二条 この法律で「夜間学校給食」とは、夜間において授業を行う課

程（以下「夜間課程」という。）を置く高等学校において、授業日の夕食時に、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒に対し実施される給食をいう。

（設置者の任務）
第三条 夜間課程を置く高等学校の設置者は、当該高等学校において夜間学校給食を実施されるように努めなければならない。

（国及び地方公共団体の任務）
第四条 国及び地方公共団体は、夜間学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。

（経費の負担）
第五条 夜間学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに夜間学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、夜間課程を置く高等学校の設置者の負担とする。

（国の補助）
第六条 国は、夜間課程を置く公立又は私立の高等学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、夜間学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。

（小麦等の売渡）
第七条 国が、食糧管理特別会計の負担において買い入れた小麦又はこれを原料として製造した小麦粉を、農林大臣が文部大臣と協議し

て定める売渡計画に従い、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の定めるところにより、夜間学校給食用として売り渡す場合における売渡の予定価格は、食生活の改善のため必要があるときは、同法第四条ノ三第二項の規定にかかわらず、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十条の規定により農林大臣が定める価格によるものとする。

（小麦等の用途外使用の禁止）
第八条 前条に規定する小麦又は小麦粉を夜間学校給食用として買い受けた者、その者から当該小麦又は小麦粉を夜間学校給食用として買い受けた者及びこれらの者のために当該小麦又は小麦粉を保管する者は、当該小麦又は小麦粉を夜間学校給食以外の用途に供する目的で譲渡し、又は夜間学校給食以外の用途に使用してはならない。

（報告の徴収）
第九条 文部大臣又は農林大臣は、第七条に規定する売渡計画の立案又は実施のため必要があるときは、夜間課程を置く公立又は私立の高等学校の設置者に対し、夜間学校給食に關し必要な事項の報告を求めることができる。

（政令への委任）
第十条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六條から第九條まで及び附則第三項の規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 日本学校給食会法（昭和三十年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「学校給食をいう。」を「学校給食及び夜間課程を置く高等学校における学校給食に關する法律（昭和三十一年法律第七号）第二条に規定する夜間学校給食をいう。」に改める。

3 食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「第十条」を「第十条又は夜間課程を置く高等学校における学校給食に關する法律（昭和三十一年法律第七号）に改める。」

4 関稅定率法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「中学校」を「中学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校」に改める。

この法律施行に要する経費
昭和三十一年度において、給食人員を五万人とすればその所要額は、約二千五百万円である。

（目的）
第一条 この法律は、養護学校における義務教育のすみやかな実施を目標として公立の養護学校の設置を促進し、かつ、当該学校における教育の充実に關するため、当該学

校の建物の建築、教職員の給料その他の給与等に要する経費についての国及び都道府県の費用負担その他必要な事項に関し特別の措置を定めることを目的とする。

(建物の建築に要する経費の国庫負担)

第二条 国は、公立の養護学校の建物(校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう。以下同じ。)で当該学校の小学部及び中学部に係るものの新築及び増築(以下「建築」という。)に要する経費の二分の一を負担する。

2 前項に規定する建物の建築に要する経費の種目は、当該建築の本工事費及び附帯工事費(以下「工事費」という。)並びに事務費とする。ただし、買収その他これに準ずる方法による建物の取得の場合にあつては、当該建物の買収費及び事務費とする。

3 前項に規定する事務費の工事費(買収その他これに準ずる方法による建物の取得の場合にあつては、買収費)に対する割合は、政令で定める。

4 第一項に規定する建物の建築に要する経費は、養護学校において教育を行うのに必要な最低限度の児童及び生徒一人当りの坪数を基準として算定するものとする。

5 第一項に規定する建物の建築に要する経費の額は、前項に規定する基準に従い、地方公共団体の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して文部大臣が決定するものとする。

(危険校舎等の改築に要する経費)

国の補助

第三条 国は、公立の養護学校の建物(当該学校の幼稚部に係るものを除く。)で、その構造上危険な状態にあるもの(以下「危険校舎等」という。)の改築を行おうとする地方公共団体に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、危険校舎等の改築に要する経費の三分の一以内を補助することができ、

2 建物の危険度その他前項の規定により国が補助を行うことができる危険校舎等の範囲の決定について必要な事項は、政令で定める。

(市町村立学校教職員給与の都道府県負担)

第四条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村立の養護学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、寮母、講師及び事務職員(以下「教職員」という。)の給料、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、日直及び宿直に関する手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、石炭手当、退職手当、退職年金及び退職一時金、死亡一時金、旅費並びに公務災害補償(以下「給料その他の給与」という。)は、都道府県の負担とする。

2 前項に規定する教職員の定数又は給料その他の給与については、市町村立学校教職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第三条及び第四条の規定を準用する。

(教職員給与費等の国庫負担)

第五条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、次の各号に掲げるものにつ

いて、その実支出額の二分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

一 公立の養護学校の小学部及び中学部の教職員の給料その他の給与に要する経費

二 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)附則第十項の規定により同法による改正前の恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十六条第三号の規定の例によるものとされる恩給で公立の養護学校の小学部及び中学部の教職員に係るものに要する経費

(教材費の国庫負担)

第六条 国は、毎年度、公立の養護学校の小学部及び中学部における教育の教材に要する経費(理科教育振興法(昭和二十八年法律第百八十六号)第九条に規定する経費を除く。)の一部を負担する。

2 前項の教材費は、公立の養護学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の数を基礎として算出するものとし、当該学校の児童及び生徒一人当りの教材費の国の負担額その他その配分に関し必要な事項は、政令で定める。

3 政府は、前項に規定する児童及び生徒一人当りの教材費の国の負担額を政令で定める場合には、養護学校の特殊事情を考慮して定めなければならない。

(政令への委任)

第七条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な

事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条から第六条まで及び附則第六項の規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 第五條第二号の規定及び附則第七項の規定による改正後の地方財政法(昭和二十三年法律第九号)(以下「改正後の地方財政法」という。)第三十四条第四号の規定中教職員の恩給に要する経費に係る部分は、昭和三十三年四月一日以後において、退職し、又は在職中死亡した者に係る恩給から適用する。

3 改正後の地方財政法第三十四条第四号の規定(前項に規定する部分を除く。)は、昭和三十三年度分の経費から適用する。

4 公立の養護学校の建物で当該学校の小学部及び中学部に係るものの建築に要する経費の国の負担については、昭和三十一年度に限

り、第二條第一項中「経費の二分の一」とあるのは「経費につき、政令の定めるところにより、その二分の一以内」と読み替えるものとする。

5 公立の養護学校の建物で当該学校の小学部及び中学部に係るものの建築に要する経費は、第二條第四項の規定にかかわらず、当分の間、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる養護学校の児童及び生徒一人当りの基準坪数に当該学校の児童及び生徒の数(寄宿舎にあつては、収容する児童及び生徒の数とする。以下同じ。)を乗じ

た坪数(建物の増築の場合にあつては、当該坪数から従来の保有坪数を控除した坪数とする。)を基準として算定するものとする。ただし、児童及び生徒一人当りの基準坪数については、当該学校の所在地の積雪寒冷度、当該学校の児童及び生徒の数、当該学校における児童及び生徒の一年級平均収容数又は当該学校の建物の構造に依り、政令で定めるところにより補正を行うものとする。

一 校舎についての児童及び生徒一人当りの基準坪数

二 屋内運動場についての児童及び生徒一人当りの基準坪数

三 寄宿舎についての児童及び生徒一人当りの基準坪数

三・二〇坪

6 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十五條の四第一項中「職員」の下に「並びに公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第一号)第四條第一項に規定する教職員を」加える。

第二十五條の五に次の一項を加える。

7 地方財政法の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 養護学校の小学部及び中学部の建物の建築に要する経費

四 養護学校の小学部及び中学部における教育に従事する教職員の給与及び恩給並びに当該教育の教材に要する経費

この法律施行に要する経費
昭和三十一年度においては、養護学校建設費一千五百万円、昭和三十一年度においては、職員給与費及び教材費約八百万円並びに養護学校建設費一校当り約八百万円である。

盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案

盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律

盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「学齢児童生徒（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条に規定する「学齢児童」及び同法第三十九条第二項に規定する「学齢生徒」をいう。以下同じ。）」を「児童又は生徒」に、「義務教育」を「これらの学校における教育」に改める。

第二条第一項中「学齢児童生徒」を「児童又は生徒」に、「保護者（学

校教育法第二十二條第一項に規定する「保護者」をいう。以下同じ。）」を「保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十二條第一項に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）」に「左に掲げるものについて、」をこれらの学校の小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては次の各号に掲げるものについて、これらの学校の高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号に掲げるものについて」に改める。

第三條第一項中「学齢児童生徒」を「児童又は生徒」に改め、同條第二項を次のように改める。
2 前項の規定により経費の交付を受けた校長は、これを、政令の定めるところにより、金銭をもつて当該児童若しくは生徒又はその保護者等に対して支給しなければならぬ。但し、政令で定める特別の事情があるときは、現物をもつて支給することができる。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、養護学校への就学の奨励に関する部分は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（以下「新法」という。）第二條第一項の規定中盲学校又はろう学校の高等部（専攻科を除く。以下同じ。）への就学の奨励に関する部分は、昭和三十一年度において使用される教科用図書の購入費に使用した支弁は、新法第二條の規定により支弁とみなす。

4 国は盲学校又はろう学校の高等部への就学のため必要な教科用図書の購入費につき、新法第二條の規定により都道府県が支弁する経費については、昭和三十一年度限り、新法第四條の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、その三分の一以内を負担する。

年度において使用される教科用図書の購入費から適用する。

3 この法律施行前に国又は都道府県が盲学校又はろう学校の高等部の生徒に係る昭和三十一年度において使用される教科用図書の購入費について行つた支弁は、新法第二條の規定により支弁とみなす。
4 国は盲学校又はろう学校の高等部への就学のため必要な教科用図書の購入費につき、新法第二條の規定により都道府県が支弁する経費については、昭和三十一年度限り、新法第四條の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、その三分の一以内を負担する。

この法律施行に要する経費
総額二百万円（昭和三十一年度）
なお、昭和三十一年度においては、約六百万円となる。

○加賀山参議院議員 ただいま議題と相なりました参議院文教委員会提案の三法律案につきまして、その提案理由と内容の概略を御説明申し上げます。まず夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律案について申し上げます。

戦後の新教育制度の一環として、昭和二十三年度から発足しました高等学校の定時制教育は、恵まれない勤労青年達に、大学進学への道にも通ずる正規の高等教育を与えるもので、多数の青年に明るい希望を抱かせつつ、技能と知識と教養を修得させる点で、大きな意義を持つとともに、多大の成果をあげて参つたのであります。しかしな

がら、近年、地方財政の窮迫と国の財政的援助の不十分なことからいたしまして、この画期的な制度が行き詰りつつあるという声が、次第に強くなって参つておるといふことも事実であります。

この際国としてもこれが振興につきまして何らかの適切な措置をする必要があると考えられますが、特に必要な、しかも緊急を要する問題としては、夜間課程に学ぶ生徒に対する給食の実施ということがあります。

今日、定時制課程に学ぶ約五十四万人の生徒中夜間の生徒はその七割の約三十八万人を占めておりますが、働きながら学ぶこれら青少年の体位が劣っており、結核罹病率の高いことに各方面の調査で明らかになっております。しかも、生徒達の多くは職場から直接夕食もとらないうで学校へかけつけて、勉強し、帰宅後十時、十一時というおそい時刻に食事をしているのが実態であります。このような状況が発育途上にある生徒達の健康上誠に悪い影響をもたらすものであることは、きわめて明瞭であります。給食の実施はこれら生徒、及び関係父兄、教師より切実に要望されているところであり参ります。

このような実情にかながみまして、夜間の生徒に対する給食の実施は、国としても適切な援助を与えることが緊急を要する課題であると考え、今回本法案を提出致した次第であります。次に本法案の内容について御説明申し上げます。本法案の第一の重要点は、第一條にかかげました目的であります。ここににおきまして義務教育諸学校を対象とする現行の学校給食法とはや

や異った観点から、この給食が勤労青年の身体の健全な発達に資するためのものであるといふことを規定いたしました。第二点といたしましては、第二條以下夜間学校給食の実施についての諸種の規定をいたしております。が、これは現行の学校給食法とほぼ同一の規定でございます。すなわち、夜間課程を置く高等学校の設置者は夜間学校給食が実施できるように努めるとともに、国及び地方公共団体も夜間学校給食の普及と健全な発達をはかるように努めることを規定いたしております。また国は、公立、私立を問はず、その設置者に対し、予算の範囲内で夜間学校給食の開設に必要な施設または設備に要する経費の一部を補助することとができる旨規定するとともに、夜間学校給食用の小麦は、国が食糧管理特別会計の負担において価格を低廉にしたものを使用させることができる旨を規定いたしております。

なお、附則において本法律は公布の日から施行すると規定しておりますが、給食に使用する小麦又は小麦粉の価格を低廉にするための食糧管理特別会計に関する規定と、施設、設備費の国庫補助についての規定は、昭和三十一年四月一日から施行することといたすとともに、給食用の乾燥脱脂ミルクについては小、中学校と同様、関税を免除することとし、関税率法の一部を改正いたしております。従いまして、本年は、準備段階として一部の希望生徒に低廉な乾燥脱脂ミルクを使用させるにとどめ、来年度から本格的な給食を行うことを企図いたしておるのでございます。以上をもつて夜間課程を置く高等学

校における学校給食に関する法律案の提案理由並びに内容の説明を終ります。次に公立養護学校整備特別措置法案の提案の理由及びその内容の概略につきまして御説明申し上げます。

昭和二十二年に学校教育法が公布されました。年齢に達した子女の就学義務がその保護者に課され、都道府県には、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、盲者、ろう者または精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある者を就学させるために必要な盲学校、ろう学校または養護学校の設置義務が課されたのでございますが、同法の附則におきまして、これらの諸学校への就学義務並びにこれらの諸学校の設置義務の施行期日は政令で定めることになっておりました。

その後、盲学校及びろう学校につきましては、昭和二十三年度から、政令年進行をもつて施行されました。本年度をもつて完成を見ることに相なりましたが、ひとり養護学校のみは、今日なお義務教育のうち外に置れているのでございます。

しかるに、昭和二十九年においての学齢児童生徒のうち身体不自由児の数は約十二万人、身体虚弱児は約二十七万人、精神薄弱児は実に七十八万余人と推定されるのでございまして、これらが学齢児童生徒の総数に対して占める比率は、それぞれ〇・六七％、一・五五％、四・五％に達しておりますのに対し、これらの児童生徒を収容して教育を施す学校といいたしましては、昭和三十年度の調査によりますと、全国に公立二校、私立四校、計六校の養護学校を数えるにすぎず、この

六校に収容しております児童生徒の総数はわずかに三百二十六人というきわめて少数でありますのみならず、これらの児童生徒のための一般義務教育諸学校における特殊学級の増設すらも遅々として進まず、わずかにその必要数の五十分の一に相当する約一千学級が全国に設置されているにすぎないのであります。

去る昭和二十九年の第十九回国会におきまして、盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律成立の際、本院文部委員会の附帯決議として、盲者、ろう者以外の心身に故障のある者に対する義務教育の現状にかんがみ、これが充実を図るため、関係法令及び養護学校、特殊学級等の教育施設の整備其他必要な措置を講ずることが、全会一致をもつて議決され、衆議院文部委員会におかれましてはもとより全く同趣旨の附帯決議が付されております。また同年十二月に答申された中央教育審議会の特殊教育並びに僻地教育振興に関する答申中にも養護学校を義務制とする前提として、その設置を進め、これを設置しようとする地方公共団体に對して、国は財政措置を講ずること、特殊学級の設置のための年次計画を立て、これが促進のために必要な教育及び設備につき財政上の措置を講ずること、ということが指摘されたのであります。が、学校教育法公布以來すでに九十年を過ぎる今日、いまだに養護学校の教育に対する根本的措置が講じられませず、本年度においてようやく二校新設のための経費として千五百万円の前算計上を見たにすぎない実情でございまして、このような現状のまま推移いたしますことは、教育

基本法にうたわれております教育の機会均等の趣旨にもとりますばかりでなく、今日手をこまねて彼らの教育をおろそかにいたしますことは、他日彼らの生活保障のため莫大な経費を必要とすることとなり、国家上から申しても賢明を欠くものと申さなければなりません。

如上の理由によりまして、本法律案は、養護学校における義務教育のすみやかな実施を目標として、公立の養護学校の設置を促進してその教育の充実をはかることを目的とし、建物の建築、教職員の給料その他の給与等に要する国及び都道府県の費用負担その他必要な事項に關して特別の規定をいたしております。

内容の主要点について申し上げますと、その第一点は、公立の養護学校を新築または増築する場合に要する経費の二分の一を国が負担することとし、危険校舎の改築に要する経費の三分の一以内を国が補助することとしたこととであります。

第二点は、教職員給与費は都道府県の負担とし、その実支出額の二分の一を国庫負担として、義務教育費国庫負担法の例にならい、教材費についてもその一部を国の負担としたこととであります。

第三点といいたしましては、教職員の給与の種類及び額を当分の間、各都道府県の命令により、盲学校、ろう学校の教職員の給与の種類及び額を基準として定めることといたしました。

第四の点は、本法の施行期日についての規定でございまして、すなわち、第三條から第六條まで及び附則第六項の規定は昭和三十一年四月一日から施行

することを附則において規定し、第二條の建築費の負担関係につきましては、すでに本年度予算に計上されております関係上、本年度からこれを施行することを明らかにいたしましたのでございまして。

なお附則におきまして、教育公務員特例法、地方財政法等について所要の改正を加えております。

次に、盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に關する法律の一部を改正する法律案について御説明を申し上げます。

御承知の通り、昭和三十一年度予算には盲学校、ろう学校の高等部生徒全員に対する教科用図書購入費について国がその三分の一を補助する経費約二百万円が計上されております。

このことは、盲学校、ろう学校の教育が特殊事情にあることによるものと考えられるのであります。すなわちかような特殊教育は義務教育九十年だけでは十分と申せないもので、盲者やろう者が社会に出て普通人と伍して働けるようになるためには、少くとも高等部へ進み、適当な職業教育をおさめることが、ぜひとも必要であり、そのような意味合いから、就学奨励の一端として、今回の措置がなされたのでござい

ます。

弁方法と同様に、国と県が半分ずつ持つことが適当であると考えるものであります。

よつて、昭和三十一年度に限っては盲、ろう学校高等部生徒の教科書代を国が三分の一以内支弁することといたし、昭和三十一年度以降は、盲、ろう学校及び養護学校の高等部の生徒の教科書代の二分の一を国が負担することと規定いたしました。これが本法律案の第一の改正点でございまして。

次に、現行法第三條では、この種の就学奨励費の支給方法を規定してありますが、同條第二項におきまして、県教育委員会から経費の交付を受けた校長は、政令の定めるところにより、現物または金銭をもつて該当者に支給しなければならぬと規定してあります。政令は、現物支給を建前といたしてあります。

このような法令のワケがあるために、現場においては種々困つた問題があるのでございまして。

すなわち、この就学奨励費は貧困度に応じて段階がありまして、そのため、生徒に支給する寝具、日用品、学用品等の物品に差異が生じまして、生徒児童に差別感を抱かせる結果となり教育上、種々の支障を生じております。それ故、現金支給を主として、特別の場合のみ現物を支給し得ることと規定をいたしたのであります。

ないであります。

この現実には、養護学校教育の振興を阻むものであると考えられますので、先ほど提案理由を述べさせていただきました。また公立養護学校整備特別措置法案と並行して、養護学校教育の普及を促進するために昭和三十一年度以降、養護学校の生徒児童も、言うなれば、学校の生徒児童と同じく、この法律の恩恵が受けられるよう現行法を改めた次第でございます。

以上が、本法律案の提案理由並びに内容でございます。

右三法案につきましては参議院文教委員会におきまして慎重に協議検討を重ねました上、この際きわめて適切な措置であると思料いたしましたので、全会一致をもちまして委員会提案として発議いたし、四月二十三日の参議院本会議におきまして全会一致をもちまして可決された次第でございます。

何とぞすみやかに御審議下さいまして、御賛同下さいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長 以上をもちまして三法案についての提案理由の説明は終了いたしました。三案に関する質疑は後日これを行うことといたします。

○佐藤委員長 これより万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律案について質疑に入ります。質疑を許します。河野正君。

○河野(正)委員 著作権の特例法に關しまして先日から引き続き御質問をいたしたいと思ひますが、先日私が質問いたしましたいろいろの質問の過程、あるいはまたその後辻原委員から行われました質疑の過程、あるいはまた

た本日非公式でございましてけれどもいろいろ当事者から承りましたいろいろな論議の状況、こういふものを通じて私も考えますことは——もちろんこれは政治的な問題でございせんから、これは取りまとも方に関するございまして、大体私二つに問題と考へまする点は、大別私二つに大別されるのではなからうかというふうに考へて参ります。

まず第一点につきまして問題点を提示いたしまして質疑を行いたいと思ひますが、それは今度の著作権の問題を通過しまして最も直接の実例実害を受けますのは、これは著作権を設定される著作権者の方々であるというふうに考へます。ところが今日までいろいろ御意見を承りましておりますると、政府といたしましてはいわゆる著作権者を保護するための法律である、いわゆる権利を守るための法律である、かような御趣旨のようでございます。ところが直接この著作権の法律と実例実害の関連を持って参ります著作権者の方々は、この法案に對しましてきわめて強硬な反対の態度を示されております。この点は、法理論的あるいは技術的だといふ点は別といたしまして、私ども第三者として非常に鋭い感情を持ちますのは、政府が先ほどから申し上げますように著作権者の権利を守るための法律だ、ところが守ってもらおうとする著作権者は反対だ、ここに私ども第三者といたしまして非常に大きな第一の矛盾を感じて参ります。そこでまずその点の一つ大臣から御所感を承わつてみたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 本日非公式に供進をされた方がありますが、これは著作権者全部の意見と私は承しておりません。私も及ばずながら一、二著作権を持つておられますが、第一誤解されておることは、アメリカで裁判が起つたら立証の義務は被告にあるとおっしゃるのです。そんなことは決してございせん。英米法においては原告に立証の責任があるのです。それを第一誤まつておられるのです。損害賠償を訴えようと思へば、おれが著作してのをつけた、何月何日に発行したという証明は原告にあるのです。原告がそれを証明する際に日本政府の登録証を持つていけば、これは有益であります。それが、それだけで勝つておられると思へんやう。しかし非常に都合のいいことなんですよ。それを逆に非常に熱心におっしゃられて——あの方は私知っておりまされども、きょうは平生と別人のやうな熱意をもつておっしゃいます。ところが一つ違つておる。私はやはり本法案の趣旨を十分に了解して下さるならば、多くの著作家は賛成されると思つて居るのです。登録のことは何も今度初めてじゃないのです。現在の著作権法の第十五条を見て下さるといふと、第一項には、著作権の相続譲渡の登録があり、第二項には変名の著作権者でもやはり登録することができるとあり、第三項には現に著作権を有するといふなどにかかわらず、著作物の著作年月日の登録ができるのです。そして今度の日本の現行法では著作年月日が必ず要だからその登録を許しておるのであります。今度は条約に入つた結果、発行年月日が要するようになりましたから、発行年月日の登録をなすことができるの

です。法律がなだらかにできていて、今度の修正しようという著作権法自身をぐらんと下さるという、非常にいい法律だといふことがわかります。すつと終りの三十五條を見て下さるといふと、これは立証の責任のことです。そこで今の十五條を引用して第五項に著作物の著作年月日の日付を推定する規定があります。今度入れますから、発行年月日の推定を受けるのです。非常によい規則であります。元の台本たる現在の規則を見ないで、あの規則だけを取り出して非常にいい、あんなに非常に有益な保護規定である、かように信じておるのであります。

○河野(正)委員 大臣の御答弁を承りまして参ります。そういつた考え方も私もわからず、ところが今度の提案された法律というものは、いわゆる行政上の監督権を強化するとかあるいは取り締まるのだとか、そういう法律でございましてならばまた別でございまして、しかしながら政府の提案された趣旨というものは、先ほどから大臣あるいは局長もよく説明されておられる、言葉の権利を守つてやる、言葉の権利を平たく申し上げますならば、親心で作つたところの法律である、かように先日からの説明されておるわけでございまして。ところが親心を示してもらうわけでございまして、これは常識的に考へてみますと、欣然として著作権者の方からそういう法律を作つてくれというやうな申し出があることの方が私はむしろ自然的ではないかというふうに考へるわけでございまして。ところが政府の方では親心、要するに

権利を擁護するための法律である、当然喜んで受けていただかなければならぬ、著作権者——これは私どもとは関係ございせん。著作権協会の関係であるのでございましてけれども、こういつた保護を受けられる方が反対である、この辺の事情は私どももいたしません。その点について大臣は訴訟その他法律的な立場からいろいろと御説明いたされました。私もそういう立場、大臣のお心持はわかりますけれども、もし紛争が起つてもこういつた法律を作つておけば非常に有利になるのだ、著作権者の権利というものがそういうたことによつて訴訟その他が非常に有利に展開するのだというやうな御趣旨を、あなた方が十分著作権者会なりあるいは今日まで強く反対してこられた方々に対しては納得せしめられましてならば、私はさういつた今日起つておられますやうな異論は起つて参るまい、ところがさういつた異論が強く行われ、しかも本日非公式でございましてけれども、非常に強い反対の聲が今日上つておる、その辺に私ども何か割り切れぬものがあるのございまして。そこで大臣は法理論の立場から御指摘になりましたが、さういつた立場を誤解して著作権者の方々が強く反対しておられるのか、あるいはまたその背後に何ものかがあつて反対しておられるのか、その辺をもう少し——私ども政治家としては直接に關係はございせんけれども、第三者といたしまして、さういつた点は政府といたしまして、親心で作られた法律でありますから、やはり十分納得のいく御説明を願つて、この問題を円満に收拾されま

した方があつくされありませんでいいと思います。その辺もう少し納得のいく範囲において御説明願いたいと思います。

○清瀬國務大臣 この論点については、今申しした通りでございます。あの協会のうちにも私存じ上げておる方もありますし、もし皆さんのお力でこの法律案が成立でもいたしましたら、私は極力御説明申し上げたい、かように思っております。それらの人々によく説明すれば御納得下さることだろう、何もこれは登録を強制する法律でもありませんし、いやなればおやめになつたらい。けれども登録しておかれるという、日本でも役に立ちますが、アメリカでも、紛争が起つて自分の権利を主張する時分に、こうしておるのだといつて持つていくなり、郵送でもするなりすれば、非常に訴訟の便宜を得ることだと私は信じております。

○河野(正)委員 その点は私もいづれが是であり、いづれが非であるかという判断を下すわけには参らないのであります。なほ一点お伺い申し上げたい非常にわかりにくい点がございす。それは今度日本が万国著作権条約を批准をいたしまして、いよいよ二十八日から発効するわけでありまして、この万国著作権条約というものは、これはもう私がいろいろ申し上げるまでもなく、今までのベルヌ条約とベン・アメリカン著作権条約、この二つの条約の橋渡しをするというのが、万国著作権条約の精神であり、趣旨であると考えておるわけでありまして、そういういたしますと、今日までベルヌ条約とベン・アメリカン条約と二つあり、そこにいろいろ問題があるので、それを橋渡し

するために万国著作権条約ができたということになりますと、今度万国著作権条約に示されましたコピー・ライト、いわゆる③を施行していくということだけで、大体著作権の権利が発生するのではないかと、いふうちに私は考へるわけでありまして、ベルヌ条約とベン・アメリカン条約との二つが両立しておつたという事態の中におきましては、登録という必要も若干考えられるのではないかと、いふことも考えられます。ところが今日では万国著作権条約がございまして、ベルヌ条約とベン・アメリカン条約との二つを橋渡ししたわけでありまして、大体万国著作権条約の「コピー・ライト」の記号で事足りるのではないかと私も第三者としては考へるわけでありまして、ところが万国著作権条約に批准しながら登録制を設けるというところは、何か二重登録ということになるのではないかと、いふ感じを第三者として持つわけでありまして、その辺の事情を一つ御説明願いたいと思ひます。

○内閣府委員 これはお話のように、④で著作権が発生するわけでありまして、発生しますけれども、アメリカでは、条約でも認めておりますが、訴訟の場合には納本登録をしなれば訴訟は成り立たないわけでありまして、著作権の要件としては登録は必要はないわけでありまして、しかし訴訟になつた場合には、現行法におきまして、著作権年月日の登録とが、実名登録、相続登録というのもありまして對抗要件になるわけでありまして、そういう趣旨で、訴訟の場合を考慮して、この登録制を設けたわけでありまして、別に万国条約の趣旨にもベルヌ条約の趣旨

にも違反してないと思ひます。

○河野(正)委員 その辺がちょっと私もわかりにくいと思ひますが、そういう紛争がいろいろ起つてくる、起つてくれば困るので、エネスコが中に入りましていふ万国著作権条約ができたといふうちに私も理解するわけでありまして、紛争が起つてどうせアメリカの国会図書館の登録局に納本、登録いたしまして、そうして証明書で争うということでも、いよいよ訴訟になつてくるということになりまして、これはもう問題外でございまして、大体ベルヌ条約あるいはベン・アメリカン条約の上に万国著作権条約ができたわけでありまして、この万国著作権条約の精神からいくとその必要はないのではなからうか。もしその必要を認めるということになると、何のために万国著作権条約にわれわれが批准したかという点に多少私は疑問が生じてくると思ひます。ございするが、そういう立場から一つ御説明願いたいと思ひます。

○河野(正)委員 その点、これは第三者としていろいろ議論されておりますから、納得のいくということと御質問申し上げたい点でございするが、もし大臣がおっしゃいますように、これは著作権の権利を擁護するところの保護政策である、権利を守つていくところの法律であるということになりますと、午前中はイタリアの問題も出て参りましたが、万国著作権条約に批准いたしております各国も、やはりそういう登録制を持つということが生まれてくるのではないかと、日本も著作権を守らなければなりません、今までベルヌ条約を持っておりまして西歐諸国におきまして、やはり著作権を守つていくという考え方にございましては同様だと思ひます。そういたしまして、と、欧州各国におきましてはやはりこ

ういった登録制というものがとられておるべき筋のものではなからうかといふふうに、常識的に考へるわけでありまして、ところが午前中もいろいろ議論されましたが、イタリアは内容とは別として、形式的にはあるといたしまして、その他の国々とはほとんどないようなこととございする。しかしながら著作権の権利を守つていくという考え方、日本である方がフランスでございまして、西ドイツでございまして、ところが諸外国ではどういった制度を持たない。日本だけ持つということに

なりまして、何かその背後にお考えがあるのではなからうかという疑問を私も第三者として持つわけでありまして、そこでお尋ね申し上げたいのは、諸外国ではないということとございするが、ことに日本がこの登録制にいろいろな反対があるにもかかわらず固執せられる点につきまして、若干の御説明を願いたいと思ひます。

○内閣府委員 現在まで十八カ国がこの万国条約に批准しておるのであります。登録のございするものはフィリピン、ハイチ、アメリカ合衆国、コスタリカ、チリで、この法案が通りますれば日本も入るわけでありまして、現行著作権法の中には登録制がございする、私権に関する重要な問題でございするから、将来争ひが生じた場合に私もとしては万全を期しておく必要があると思ひます。

○河野(正)委員 最後に問題になりますのは、いろいろな反対を押して切つて登録制をとつていくことが著作権を擁護する一つの仕方だと、大臣からも法理論的な立場、訴訟技術的な立場から先ほど来申し述べられましたから、一応了承するといつたしまして、紛争が起つた場合にこの問題が有利に解決するといふことが前提とならなければ、やはりこの問題をそのまま了承することはちよつと無理ではないか。これは著作権協会の当事者の方々が御賛同願つておれば別でございするが、非常に強く反対の意思を示しておられるのであります。政府が先ほどから御答弁なさつておられますように、紛争が起つたが、登録をしておつたために非帯に訴訟が有利に展開するということになれば、こ

これは問題ないと思います。そこであえて登録制をとられる以上は、やはり紛争あるいは裁判を有利に展開するといふことが前提にならなければならぬと考えます。この点は先日私が申し述べましたし、また本日いろいろ議論されておたうたようでございすけれども、何といたしましてこれが一審重要で、これが成果を上げなければ政府がおっしゃっておられる親心が成り立たないわけでございす。これは登録制をあえて強行するためには非常に重要な問題となると思ひますので、この点を重ねて御説明願つておきたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 第一、発行の日が日本の法廷で争ひになる場合には、今回の登録の附本を提出すればそれで問題は決するものと思ひます。日本の裁判慣例は公文書は否認せない慣例になつております。アメリカでは事情が違ひまして、外国の公文書は私文書と同じでありますから、やはりこれだけをもつて一発で勝つわけにはいかない。日本において登録局というものがあつたのだ、そして登録局のこれが公けの証明だ、これだけの証明は宣誓の上でしか証明しないと証明にとれないのです。向うの民事法廷は神に向つてうそを言わぬといった宣誓証言が一番であります。それなしに外国の文書一発で勝つわけにはいかない。しかしながらこれがあつたら非常に容易になります。その証人を日本から呼ばぬでも、向うにおります領事なり大使館員なりで証明しますから、それでいけると思ひますので、非常に便利な方法だと私は思つております。

○河野(正)委員 もし大臣の仰せにな

りますように、この登録を行うことによつて、その証明書を提出することによつて裁判が有利に展開することになりますならば問題はなないと思ひますけれども、私どもは今日まで不幸にいたしましてアメリカが日本の法律を無視したという例をたくさん拝見して参りました。

そこで私どもが心配いたしますのは、今日どのような反対を無理に押し切つて登録制をとられ、しかもアメリカが日本の登録を無視するという事になりますれば、これは全く大臣の親心というものは意味がないことになりますので、私どもはその点を非常に心配してゐるわけでございす。大臣はそのような登録制をとることによつて証明書を提出する。しかも日本政府が提出するので、信憑性も非常に強い。従つて有利に展開するだろうというやうな一つの時期を持つておられるものと考えますれば、しかしながら今日日本の国内にいろいろなアメリカとの紛争が起つておられます。ところがそのいふ紛争に對しまして日本の裁判所が下した判決、こういう判決がほとんどアメリカから否認されるというふうな実例がたくさんございす。もちろんそれは駐留軍関係だとおっしゃればそれまででございすけれども、本質的に日本の法律を無視していく態度というものは私は變つたことではないというふうに考へております。そこで私どもはやといたしまつたことによつて非常に著作権を守るために有利になるのだというやうな考へてございすけれども、あるいは失礼でございすけれども、向うがそれを

無視するかも知れぬ、この点が一つ私どもの心配でございすし、また著作権協会の方々が言つておられる中の一つの大きな要素になつておらうと思ひます。

そこで一つ事務当局にお尋ね申し上げたいのは、先ほども答弁があらましたように、チリ、フィリピン、その他におきましては登録制をとられておるやうでございす。そういう登録の間に紛争が起りました場合に、何かそういった紛争というものが有利に展開したというやうな実例、調査資料を持つておられますかどうか、この点は非常に参考になりますので、一つ本席上でお答えを願ひたいと思ひます。

○内閣政府委員 今までは先ほど申しましたやうに、アメリカで著作権が原則としては発生していないので、特に著作権に納本登録しておれば別ですが、そうでない限りは、日本の著作権は保護されておられないので、そういう実例は今後発生する問題でございすので、現在はそうないと思ひます。

○河野(正)委員 ちょっと私の言葉が足りなかつたので誤解されたいと思ひますが、日本は今後問題だらうと思ひますが、ところが先ほど諸外国の中でフィリピンとか、チリとか、そういう諸国が登録制をとつておるといふやうなことでございすから、そういう諸国とアメリカとの紛争において、こういった問題がどう取り扱われたか、そういう調査資料があるならここで御発表願ひたいということであります。

○内閣政府委員 そういう資料は私ども

も今手元にございせんが、近くペリにおいて政府間会議もありますので、各国の資料も相当詳しく出ると思ひます。

○河野(正)委員 この点は國際的な政府間會議もあるということとでございすから、その点についてはさらに後ほど御質問申し上げたいと思ひますが、こういった紛争の問題につきましまして、午前中も非公式でございまして、いろいろ議論がかわされて参りました。その中で私ども若干疑問を持ちます点は、登録が一年以内に行われなければならぬということとでございす。そういったしきと、これが任意登録でなく、完全登録というやうな形になりますれば別でございすけれども、任意登録というものは強制せぬということとで反對がある場合には、任意登録というやうなことで非常に便利に答弁になるわけでございすけれども、私どもから見て参りまして、任意登録という問題につきましましては多少疑問を持つて参ります。と申しますのは、これは午前中の非公式の懇談会の席上でも論議されて参りましたが、紛争が一年以後に起つてくる。そういうと登録されぬわけでございすので、それはこの法律の庇護を受けて参るわけには参りません。そうすると、任意登録でございすけれども、結果的にはやはり全部一年以内に登録しておかなければならぬということになるのではなからうかというふうに考へるわけでございす。そこでもちろん十年、二十年先に登録してもらうと、それは調査資料その他内容を検討する場合には非常に不便だということばかりですが、これは午前中の懇談会の席上

でも論議されましたやうに、こういった紛争の起る事例は僅少だといふやうなことでございす。僅少でございすならば、何も登録を一年に限つたことでなく、要するにそういう紛争が起つてきたときにいつでも登録されるというやうな形をとつて参られますれば、私はある程度政府の親心ということもわかります。ところが一年ということに限られますと、それはたくさん紛争の事例が起つてくるということになりますと、これは政府としても十年、二十年さかのぼつて調査することはなかなか困難でございすけれども、紛争が起つてくる事例といふものは非常に少ないことを先ほども強調されておりました。局長も再三御指摘されておりました。そういったしきと、むしろ登録期間を一年で切るといふことは、親心と申されますけれども、かえつてそれが弊害になるおそれがある。紛争が起つて、さあ登録しようと思つても登録されないという事になつて、かえつて一年間に登録するといふ規定が災ひするのではないかと、いふやうに考へるわけでございす。が、その点いかがでございすか。

○内閣政府委員 一年以内と切りましたのは、今お話のやうに信憑性の問題になると思ひます。十年、二十年先に参つて登録したものをもちろでも確信が持てないという点もございすので、やはり一年という年限を切つたわけでございす。ただ今お話のやうに、対米関係で保護される著作物はやはり相当限定されてくると思ひます。おそろく一年間に大体何十万、何百万と出ている著作の中で非常に限定されてくると思ひます。しかし私どもは

全部がこの保護の対象になるとも考えてない。おのずからそこに限界が出てくると思う。そういうものは一年以内に趣旨を徹底させますならば登録していただけると思っております。あまり長くなりませんと、かえって信憑性という点において問題が出てくると思っております。この登録の更新力を強めるためにも一年以内に限った方がよいのではないかと、かように考えているわけであり

ります。ですから新聞小説の場合を考えて、一年で大体完了するということが、一年の終りに登録していただければいいと思っております。そういうふうなことを考えておるので、毎日々々を登録していただくというふうには考えていないのです。

○河野(正)委員 ところが先ほど午前中の議論もございましたが、今度の登録の問題で一番問題になるのは何であるかという点に質問をいたしました。新聞紙であるというふうなお答えもあつたことを承わつたのでございますが、新聞等は同じ一日々の日刊にいたしましたとしても、何々版何々版というところ、大きな新聞社になりますと、二十版くらいになるというふうなお話も承わっております。そうなりますと、私も手続の面から考えまして、あるいはまた手続の面から考えまして、あるいは経費の面から考えまして、登録制というものは限局される。だから登録で一番問題になりますのは、新聞雑誌というふうな話を聞きま

りまして、その点はいろいろいふことが、私もいろいろ専門家の立場から見ますれば意見があると思ひますが、私もいろいろ静かに思ひをめぐらし、大抵連載小説あるいは漫画あるいは署名入りの報道記事、あるいはまた論説、あるいは広告のごときもさうであるところでございますが、いろいろ多種多様にわたつておると思ひます。そうしますと、一々内容が違ふわけでございますから、やはり結果的には一日々々のものを登録するというふうなことになるのではないかと思ひますが、その技術的な面はどうですか。

○河野(正)委員 ところが先ほど午前中の議論もございましたが、今度の登録の問題で一番問題になるのは何であるかという点に質問をいたしました。新聞紙であるというふうなお答えもあつたことを承わつたのでございますが、新聞等は同じ一日々の日刊にいたしましたとしても、何々版何々版というところ、大きな新聞社になりますと、二十版くらいになるというふうなお話も承わっております。そうなりますと、私も手続の面から考えまして、あるいはまた手続の面から考えまして、あるいは経費の面から考えまして、登録制というものは限局される。だから登録で一番問題になりますのは、新聞雑誌というふうな話を聞きま

○河野(正)委員 新聞などの場合に著作権が発生するというのは、たとへば新聞小説とか——ニュースは著作権は発生しませんから、新聞小説とか記名入りの論説が著作権になると思ひますが、これは非常に限定されておるものであ

いと思ひます。それは第一発行の場合は問題ございません。ところが改訂あるいは増補というふうなことで、第二、第三発行というふうなことが生れて参ります。この点はどの点を改訂したのか、あるいは増補したのか、これはやはり具体的に調査しなければならぬと思ひます。これは単に申請書を受け付けて、そして形式的に登録するというふうなことで、改訂、増補というふうな場合には、やはり問題が起つてくるであろうというふうに考えるわけでありますが、やはり著作権の信憑性と申しますか、そういう点を考えて参ります。そういう場合の処置はいか

たように、五月か六月に国際的な政府間会議が行われるということでございます。この政府間会議でどういふことが議題になるかわかりませんが、おそらく日本政府といたしましては、今度特例法を設けられる、こういふ資料を持参されまして、そしてこの資料を中心にして会議に臨まれることであるというふうに考えるわけでございますが、内容はさうなものでござい

ことになりました場合には、いかにになりますか。○内閣府委員 それは私はそういう意見は出ないと思ひます。つまり国内法規については、法の自主性を認めておりますから、条約に抵触しない限りはそれは各国の自由でございますから、そういう意見は出るはずはないと思ひます。

○河野(正)委員 これは第一発行だけを対象にしておるのでございすから、改訂、増補のようなものには対象になりません。すなわち第一発行から保護期間が二十八年というふうにアメリカでは保護しておりますが、それだけを対象にするわけでありす。

○河野(正)委員 中身については別にきまつておりませんが、ともかくこの万国条約が実施されまして間もないこととありますので、各国に非常に疑問が多いわけでございます。ですから各国の取扱いについての政府間会議を招集しておるわけでございます。当然私もとしては日本の国内法規も参考資料として持つていかねばならぬと思つております。

○河野(正)委員 それは局長の個人的な主観だと思ひます。と申しますのは、先ほどから申し上げましたように、万国著作権条約ができました。そこでその万国著作権条約のもとでそれぞれ各国が権利を守つていこうというのでございすから、各国ともできるだけ歩調を合せていこうという考え方があつたと思ひます。それで日本だけが飛び抜けていろいろな処置をなさるというところは、各国が万国著作権条約のもとで歩調を合せていこうという足並みが乱れてくると思ひます。それでですから、結局なるだけ意見の調整をやつていこうという考え方は各国から出てくると思ひます。これは常識で考えられるわけですが、おそろくそういう考え方、思想の統一というところはあろうと思ひます。そこでそういう意見は出てこないのだというふうな——局長の主観でござい

○河野(正)委員 第一発行だけが対象になるというところで、第二、第三発行は対象にならないというところになれば問題ないと思ひますが、さらに質問を続けたいと思ひます。

○河野(正)委員 第一発行だけが対象になるというところで、第二、第三発行は対象にならないというところになれば問題ないと思ひますが、さらに質問を続けたいと思ひます。

○河野(正)委員 それは局長の個人的な主観だと思ひます。と申しますのは、先ほどから申し上げましたように、万国著作権条約ができました。そこでその万国著作権条約のもとでそれぞれ各国が権利を守つていこうというのでございすから、各国ともできるだけ歩調を合せていこうという考え方があつたと思ひます。それで日本だけが飛び抜けていろいろな処置をなさるというところは、各国が万国著作権条約のもとで歩調を合せていこうという足並みが乱れてくると思ひます。それでですから、結局なるだけ意見の調整をやつていこうという考え方は各国から出てくると思ひます。これは常識で考えられるわけですが、おそろくそういう考え方、思想の統一というところはあろうと思ひます。そこでそういう意見は出てこないのだというふうな——局長の主観でござい

○河野(正)委員 新聞などの場合に著作権が発生するというのは、たとへば新聞小説とか——ニュースは著作権は発生しませんから、新聞小説とか記名入りの論説が著作権になると思ひますが、これは非常に限定されておるものであ

○河野(正)委員 新聞などの場合に著作権が発生するというのは、たとへば新聞小説とか——ニュースは著作権は発生しませんから、新聞小説とか記名入りの論説が著作権になると思ひますが、これは非常に限定されておるものであ

○河野(正)委員 新聞などの場合に著作権が発生するというのは、たとへば新聞小説とか——ニュースは著作権は発生しませんから、新聞小説とか記名入りの論説が著作権になると思ひますが、これは非常に限定されておるものであ

○河野(正)委員 新聞などの場合に著作権が発生するというのは、たとへば新聞小説とか——ニュースは著作権は発生しませんから、新聞小説とか記名入りの論説が著作権になると思ひますが、これは非常に限定されておるものであ

○河野(正)委員 新聞などの場合に著作権が発生するというのは、たとへば新聞小説とか——ニュースは著作権は発生しませんから、新聞小説とか記名入りの論説が著作権になると思ひますが、これは非常に限定されておるものであ

ういった場合に国際信義と申しますか、もとともユネスコの万国著作権条約といふものは、パン・アメリカン条約とベルヌ条約とをうまく調節していろいろのものがユネスコの精神でございまして、やはり各国の意見に同調するといふことが、私は国際信義の建前から申し上げても当然ではなからうか、かように考えるわけでございまして、そういう事態が生まれました場合に、政府としてはどういふ御所感を持たれますか。

○内閣府委員 そういふことはなぜ起きないかと申しますと、アメリカはすでに納本登録主義をとっておりまして、アメリカ国民には厳重にそれを施行してあるのであります。それがすつたもんだの結果こゝまで譲歩したのでありますから、各国について、そういうことは個々の訴訟の場合の要件について、あるいは登録制云々についてということはおそろしく起きないと思ふのです。ただ問題はベルヌ体制とアメリカの条約関係、これをどういふふうなユネスコ条約の中で、まだ相当不備な点もあるようでございますから、それをどう調整していくかというふうな問題が起きるのではなからうかと私は思ふのです。あとは、条約に定めた以外のことは、大体共通問題はそこに来ると思ふのです。

○高津委員 関連して、関係者は非常に迷惑に思ひ、そうして強く反対をしておるのに、こういうことを出されるのであります。それはアメリカとかイギリスとかその他どこかの先進国が日本政府に勧奨あるいはサセクションを与えたのであるかどうか、それを一点。

○清瀬国務大臣 そんなことは決してありません。

○高津委員 さつき文部大臣は、午前中の参考人の述べたそのような強い全面的反対は全部を代表するものではない、自分はそのメンバーの一人に入つておるが、自分は賛成だ、午前の開陳された意見には自分は反対で、この法案には賛成だ、賛成者が一人は明らかでここに在るのだから、こゝ言われるのは全く形式論で、今の日本著作権協議会といふものの幹部が出て代表しておるのに、実態はインテリで、この協議会の中に入つておつても異議を申し立てるといふような、何か証拠でも持つて言うのですか。それを一つ、個人一人は問題になりませんよ。

○清瀬国務大臣 会員全部に通達されて、会議体の要件を備えた会員の代表的意見であると思われませんか。この会に入つておる全部が、幹部はそんな意見を持つておるといふことは存じません。

○高津委員 それはあなたの認定で、いやしくも協議会の代表が出ておれば一々当つた上で、そういう決定を多数決によつてきめておるのだと思ふが、それではお伺いするのですが、文部省としては、もちろん文部大臣としても急いでやるべきことが一ぱいあると思ふのです。現在の日本ぐらゐ淫祠邪教の弊害といふものが現われて、まさに文明国の恥辱だと思ふ。これも文部大臣の責任でございませうけれども、認証を取り消すとか何とかそんなことをあつとも急いではおやりにならない。僻地教育の問題だつて、教育から見ればすばらしく大きな問題です。専任の担当官も文部省にいないように聞いてお

るくらいであります。急ぐべきことをちつとも急がない、あるいはまた教育の効果はクラスにどれだけ学童を収容するかといふその量に比例して考えられる。模範校なんといふものはみな一クラスの人数の少いのは御存じの通りであります。だから教員の定員増といふことも、文部大臣としては何よりも先に考えなければならぬと思ふ。あるいはまた戦災の犠牲を受けた危険校舎や老朽校舎が一ぱいあつて、ずいぶん力を入れなければならぬ。そんなことをちつともやらない。われわれから見ればやつておるとは思へない。それほど文部省の役人が急いでやるべきことは、これから幾らでも数え立てられるほど多いのに、こゝいうような相手のちつとも喜ばないものに手をつけられるといふことは、行政整理などという場合にも備える、そういう意図さえも加つて事業量をだんだん内蔵さんなどが頭をひねつて広げていくように私は受け取れてしょうがない。その点についてお答えを願ひたい。

○清瀬国務大臣 文部省の仕事をふやして行政整理の際に備えるといふそんな不純な動機はちつともございませう。それから文部省所管にいろいろ重要なことがあることは高津さんお示しの通りでございます。それゆゑに皆さんの御賛同を得て、教科書法も早く御審議願ひたいと思ひます。ただこれを急ぎますのは、二十八日になれば条約上の関係で困ることになるのです。それで非常に急いでおるので、どうぞきょうじゅうに御審議願ひたいと心から願つております。

○河野(正)委員 だんだん二十八日が近づきましたから、私も結論に近づきたいと思ひますが、先ほどから申し上げますように、当事者でございまして著作権者の方々は非常に強く反対しておられる。大臣の御見解によりまして、一部の人々の意見だといふようなことでもありませんけれども、その点につきましては、午前中いろいろ論議されて参りました。ところが一応そういう著作権者の方々が民主的に反対の態度を決定されたといふことをわれわれは考へて見ます場合に、一応民主的にこの問題の結論が出されたといふことになりまして、一部異議はありまして、協会の方々が反対しておられるといふことを否定することはできないだらうと思ひます。ところがさういふことをこゝろ私どもは著作権者でございまして、そういう人々が大体政治的機関を通じて全面的に反対をしておる。しかもあえて保護政策であるといふ形において無理やりに押し通されまして、世間でよく言ひます検閲制度の復活ではないか、あるいは憲法第二十一条の違反ではないかといふような意見も出て参るわけであります。そこで文部大臣の申されますように、二十八日から万国著作権条約が発効するといふことも事実でございます。しかしながら登録制の問題といふものは必ずしも万国著作権条約の発効とともに日本の特例法が成立するといふことは理想的な立場から申し上げますならば、理想的かも知れませんが、しかしながら今日いろいろ異論が出ております。しかも実利実害を受けます著作権者から異論が出ております。そういう立場から考へてみますと、この万国著作権条約が二十八日から発効するから本特

例法は必ず成立しておかなければならぬといふことではないと思ひます。もちろんこれは円満に片づきますれば万国著作権条約の発効とともにこの法案が成立することが一番望ましいと思ひますが、必ずしも万国著作権条約が発効するからといひましてこの著作権の特例法がそのうらはらとなつて成立されなければならぬといふことではないと思ひます。

そこでお願いしようになつておると思ひますが、御要望いたしたい点は、もう少し納得すめこの法案を成立せしめるという御意思はないかどうか。先ほど大臣もちつと触れられました。今日いろいろ誤解で反対しておられる向きもあると思ひます。しかし、自分の知つておる範囲では反対しておられる向きもあるから、十分誤解も解きたいと言われまして、そういう機会を通じてこの法案を成立させていく、これが一番円満な解決方法だと思ひますが、その点いかがお考へですか。

○清瀬国務大臣 先刻も申し上げました通り、きょうの非公式公述人などの一番の誤解の前提は、訴訟になれば原告には立証責任なく、被告にあるのだ、その頭から来ておるのです。それは非常な誤解です。ここにも弁護士の方がおられますが、日本でも外国でも、訴えを起した原告が証明しなければ、すなわち第一発行日といふものは、その証明なくして原告は立てるものじゃないのです。それをきょうの方は、被告に証明があるのだから、原告となる日本人はそんなことをせぬでもいいと言われたが、これは非常な誤解ですから、もしこの法案が通過します

も、非常に熱心な著作権者というものが、直接日本の政府を通過せずに、日本の政府であつたら一件百二十円の手数料をとられる、そしてしかも訴訟のときにはそれが絶対的な要件ではないところといわれる。それならば一銭も手数料を払わなくてもいいアメリカの国会図書館へ直接に持っていくことが起り得ることも予想できる。(郵送料が大へんじゃないか)と呼ぶ者あり)百二十円が問題ではないのでありまして、アメリカに直接送っていただくことの方が、日本政府へ登録をするよりは万一訴訟のときには永久的な記録となる、こうなっている。そういったとすると手数料の問題は別にいたしましても、一銭も要らずに万一の訴訟のときの保障が、むしろアメリカへ直接登録した方がよいということになる。こういうことがもし是認されるならば、私はせっかくな親心としてこの法律を制作りになつても、著作権侵害のときの万一の用心をされる著作権者は、日本政府なんかは相手にせず、アメリカに直接持っていくということが起つてくる。登録の手続の事務的な実際の面から見た場合に、私が今申し上げたような予期せざる奇妙な現象が起つてくる可能性が、アメリカの国内法の改正によつて付随的に起つてくるのじゃないかというふうに考えられるのでありますが、この点に対して御解明願ひたいと思ひます。

○内閣府委員 著作権発生要件として、万国条約を批准した以上、納本登録というふうな手続が要らないという意味の改正をしたわけでございませう。訴訟になった場合には、納本登録は当然するわけでございませう。その場

合に訴訟になる前に、第一発行後六ヶ月間を限つてその間に二冊を納本し登録をする。登録用紙といふのは、こういう非常にめんどうなものでありますが、これに全部記入してアメリカまで送らなければならぬ。ですからこの登録用紙をもらつてきてこれに書き込んで送つて、本を二冊つけて著作権局へ届ける。六ヶ月間を限つて四ドルが免除される。六ヶ月たてば当然四ドル払わなければならぬ。こういうことであるから、アメリカに登録されることは一向に差しつかえないと思ひます。その道はけっこうだと私は思ひますが、かえつてお得にはならないと思ひます。アメリカ以外のハイチ、コスタリカ、チリ、その他の国もございませうが、こういうような国に対しては効力はございせんから、合衆国だけに對しては、それは一つの有効な方法だと思ひます。

○山崎(始)委員 今回お出しになりましたこの法律は、アメリカとの間に万が一訴訟が起つた場合に日本の著作権者を保護するという親心が主体だと承わつておりますが、そういったと、せ、かくあなたの方の立法のお気持ちの中の、アメリカに侵害されないうにという親心が素通りをしてしまふ。今も言うように、あなたの方の法規では一年、アメリカでは六ヶ月、半年間は少い。そこは不利だ。しかし郵送料は別とすれば手数料は一銭も要らない。日本は一件について百二十円と。こういうふうな問題がありませうが、要するに、登録しようという熱意のある人は、万一の訴訟のときにこの自分の権利を保護しようという気持ちが主体でなければならぬと思ふ。してみると六カ

月とか一年とか、手数料の百二十円というふうなものは付随的なものであつて、私はこれが全体ではないと思ひます。百二十円出してアメリカまで送れば送り賃がなんば要るかということ計算されるかも知れませんが、要するに、日本の政府に登録をして、訴訟のときの有力なる証拠にしよつていふよりは、アメリカまで直接送つて訴訟のときの絶対的な有利な証拠にしよつていふ方が強く動くのじゃないか。こうなりますと、せ、かく法律を制作りになつたが、日本政府は素通りの著作権者が、日本の国会図書館で一応記録をとめて、国会図書館に登録をしたという証明を持って文部省に出さず、そのまま素通りしてアメリカの国会図書館の方へやつておく。そうすればこれは今言う永久的な記録となつと同時に、その商品を売る場合にも市場取引を容易にし云々といふ利点がついていふといふことで、こういう点から考えますと、せ、かく親心だといつてお作りになつたものが、実際の立場からいいますと、そういうような素通りをしていふといふことが考えられてくる。アメリカ以外のよその国の例は私も知りませんが、けれども、たまたまアメリカでは、著作権法に對する一部改正ができて、この法文からいいますと、今私が申しましたような心配が当然起つてくる。そしてなりました、日本政府がせ、かく御苦心なさつてお作りになつたこの法律案が、アメリカに關する限りは、登録するのにはむしろ逆に日本政府を通過せずに直接にアメリカにアメリカにと

いつてしまふという現象が起きてくる

おそれが多分にあると思ひますが、そういうおそれがあつたか、もう一ぺんお気持ちを聞かせ願ひたいと思ひます。

○内閣府委員 私どもはそういうことをされることをとめるわけではありませう。しかし手続は相当複雑でございませう。向うから用紙をもらつてそれに全部記入しなければならぬ。これは英文で書いてありますが、なかなか容易でない。そのほかに二冊納本しなければならぬ。そのほかに送料もございませうから相当経費もかさむし、事務的に煩瑣でありますので、その煩瑣な手続を簡素化するためにこの制度を設けたのですから、私どもはこの制度が活用されることを強く期待してありますが、もちろんアメリカに直接おやりになることを阻止する意思は毛頭ありません。

○山崎(始)委員 もう一ぺん申し上げます。手続が煩瑣であるとか、その書類なんかもういふさういふことは、登録しようという人はそういうことを考えないと私は思ふ。登録をするといふことは、あくまでも万一の場合の被害を防ぐために登録をする。田地や山を買つて登記所に行つて登記するのは、第三者に将来侵害されないうためにするものでありますから、その手続が少々うるさからうが何しようが、これはやります。文部省に百二十円出して登録したならばこれは絶対的なものとなるのだと言われれば、あなたの論法は成り立つ。ところがそうではない。絶対的なものではない。おそろく相当有力なる証拠にはなるであらうといふことであつて、万一の訴訟のときの絶対要件ではない。これは認めていらつしやるので

すから、今あなたがおっしゃつたような御答弁ではあまりにも形式的であり過ぎる、こう私は申し上げておきたいのであります。

最後に一点だけ私は御注意申し上げます。法律は申し上げるまでもなく國民のためである。主権者である國民のためであるのが法律なんです。文部省がせ、かく親心だといつてお作りになつた法律が、これを實施していく過程において主権者である國民がこの法律によつて逆に被害を受けるという事態がもし起つてきますと、これは非常な悪法になつてくる。きのうあたりから、總括的に見て、この著作権者の方々はこういう法律ができるということはおれが迷惑だといふ声が大きいとわれわれは見えております。そうしますと、今後實施していられる上において親心と、それから被害を受ける人たちがそこに分離をされた格好になつてくるということがありませうと、われわれ國會議員といつたしましても國民に對して非常に相済まぬわけでありませうので、法律はこれから一応これで発効するといつたしましても、どうぞそういう点は十分留意されまして、この法律発効後のあらゆる情勢をよくごらんになつて、万一そういう事態があつたならば、さつそく法の改正をやるとか何とかするだけの率直な、謙虚な気持ちがあつてほしい、私はかように思ふのであります。この点は法律が實施せられます前に、私はあえて御注意なり御忠告を申し上げておきまして、私の質問を終りといひたいです。

○佐藤委員長 これにて本案に關する質疑は終局いたしました。

これより万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律案について討論に入ります。

別に討論の通告もないようでございますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決することに決しました。

なおお諮りいたします。ただいま議決されました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認め、さよう取り計らいます。

○辻原委員 ただいま著作権法の特例に関する法律案が議決されたのでありますが、質疑応答の間におきましても政府にいろいろの要望が出されておりますが、私は議決された今日の事態に立ちましても、一点要望をいたしておきたいと思ひます。

それは万国著作権条約締結の経緯といふものが明らかにせられたわけでありまして、その経緯にかんがみまして、提案されましたこの法律の趣旨といふものは、あくまでもこの万国条約の趣旨から逸脱するものではないのであります。従つてこの法律の施行後の

運用につきましては、その趣旨に立脚をいたしまして、あくまでもその保護の任に当ると同時に、いやしくも保護の名をかりて著作そのものに対して制約を加えるような印象を与えたり、事実上著作に対して格別の不便を与えたりすることのないように、この点においては特別の御考慮を払っていただきたい。

さらに付則第三項の運用は、これは特に種々の、著作権協議会等々の意見もありましたその経過からも、これについては任意登録が事実上強制登録といふがごときそういう取扱ひに墮さざるように、この点も特に関係者等との連絡をはかりつつ、万国条約の趣旨に照らして法の運用を十分に行われるように、この機会に私は強く要望しておきたいと思ひます。この点に対する大臣の御所見を承わつておきたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 今辻原君の御指摘になりましたように、この法案が法律となりました以上は、その運用については十分注意いたします。わが国の著作権所有者の権利が完全に保護せられるように運用いたしたいと思ひます。

それからこの法案の趣意、わけでも附則三項の趣意は関係者によく了解していただくような措置をとりたいと思ひております。

○佐藤委員長 次に議員提出の初等教育及び中等教育の教育内容等に関する法律案、教科書法案並びに義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科書の給与に関する法律案を一括議題とし、提出者辻原弘市君より順次提案理由の説明を聴取いたします。辻原君。

初等教育及び中等教育の教育内容等に関する法律案
初等教育及び中等教育の教育内容等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 初等教育及び中等教育の教育内容(第二条―第八条)

第三章 教科委員会(第九条―第二十一条)

第四章 中央教育課程審議会(第二十二條―第二十七條)

第五章 地方教育課程審議会(第二十八條―第三十二條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)の精神に基き、学校教育が不当な支配に服することなく、かつ、必要な水準を維持することができるようになるため、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める小学校、中学校、高等学校及び幼稚園並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学校部、中学部、高等部及び幼稚部における教育内容に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の目的の達成に資することを目的とする。

第二章 初等教育及び中等教育の教育内容

(小学校の教育内容)

第二条 小学校の教科及び教育課程は、学校教育法第十七条に規定する小学校の目的及び同法第十八条各号に掲げる小学校教育の目標を達成できるように定められなければならない。

第三条 小学校の教科は、教科委員会が、中央教育課程審議会の議を経て、定める。

3 小学校の教育課程は、都道府県の教育委員会が地方教育課程審議会の議を経て作成する学習指導要領を基準とする。

4 教科委員会は、中央教育課程審議会の議を経て、都道府県の教育委員会が参考とすべき小学校の学習指導要領の標準を定めるものとする。

(中学校の教育内容)

第三条 中学校の教科及び教育課程は、学校教育法第三十五条に規定する中学校の目的及び同法第三十六号各号に掲げる中学校教育の目標を達成できるように定められなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、中学校の教科及び教育課程について準用する。

(高等学校の教育内容)

第四条 高等学校の教科、教科及び教育課程は、学校教育法第四十一条に規定する高等学校の目的及び同法第四十二条各号に掲げる高等学校教育の目標を達成できるように定められなければならない。

2 第二条第二項の規定は高等学校の学科及び教科について、同条第三項及び第四項の規定は高等学校の教育課程について準用する。

(幼稚園の教育内容)

第五条 幼稚園の教育課程は、学校教育法第七十七条に規定する幼稚園の目的及び同法第七十八条各号に掲げる幼稚園教育の目標を達成

できるように定められなければならない。

2 第二条第三項及び第四項の規定は、幼稚園の教育課程について準用する。

(盲学校、聾学校及び養護学校の教育内容)

第六条 盲学校、聾学校及び養護学校(以下「盲学校等」という。)の小学校部及び中学部の教科及び教育課程、盲学校等の高等部の学科、教科及び教育課程並びに盲学校等の幼稚部の教育課程は、学校教育法第七十一条に規定する盲学校等の

目的を達成できるように定められなければならない。

2 第二条第二項から第四項までの規定は盲学校等の小学校部の教科及び教育課程について、第三条第二項の規定は盲学校等の中学部の教科及び教育課程について、第四条第二項の規定は盲学校等の高等部の学科、教科及び教育課程について、前条第二項の規定は盲学校等の幼稚部の教育課程について準用する。

(教科書その他の教材)

第七条 小学校(盲学校等の小学校部を含む。以下同じ。)、中学校(盲学校等の中学部を含む。以下同じ。)、及び高等学校(盲学校等の高等部を含む。以下同じ。)(以下「学校」と総称する。)においては、教科書法(昭和三十一年法律第 号)に定める教科書を使用しなければならない。

2 教科書の種目は、教科ごとに、その教授内容及び教授方法の差異に応じ、教科委員会が、中央教育

課程審議会の議を経て、定める。

3 学校においては、第一項に規定する教科書以外の図書その他の教材で、有益適切なものを使用することができ。

4 高等学校及び盲学校等においては、第一項の規定にかかわらず、教科委員会の定めるところにより、同項に規定する教科書以外の図書を主たる教材として使用することができ。

(委任)

第八条 この法律に定めるものは、学校及び幼稚園(盲学校等の幼稚部を含む。以下同じ。)の教育内容に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会が定める。

第三章 教科委員会

(設置)

第九条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、文部省の外局として、教科委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第十条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 小学校及び中学校の教科並びに高等学校の学科及び教科を定めること。

二 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の学習指導要領の標準を定めること。

三 教科書の種目を定めること。

四 教科書の検定及び定価の基準を定めること。

五 教科書の検定を行うこと。

六 第一号及び第二号に掲げる事務に関する事項について調査

し、必要な資料を作成し、及びこれを利用に供すること。

七 教育内容に関する都道府県の教育委員会の事務に関し、指導と助言を与えること。

八 その他法律(これに基づく命令を含む。)の定めるところにより委員会の権限に属せられた事項を実施すること。

(組織)

第十一条 委員会は、委員五人で組織する。

(委員の任命)

第十二条 委員は、教育、学術又は文化に関し広くかつ高い識見を有する者の中から、文部大臣が同議院の同意を得て任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために同議院の同意を得ることができないときは、文部大臣は、前項の規定にかかわらず、委員を任命することができ。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で同議院の承認を得なければならぬ。この場合において、同議院の承認を得られないときは、文部大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 次の各号の一に該当する者は、委員となることができず。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

5 委員は、そのうち三人以上が同一の政党に属することとなつては

ならない。

(委員の任期)

第十三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ。

(委員の失職及び罷免)

第十四条 委員は、第十二条第四項各号の一に該当するに至ったときは、その職を失う。

2 文部大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、同議院の同意を得て、これを罷免することができ。

3 文部大臣は、同議院の同意を得て、次に掲げる委員を罷免しなければならない。

一 委員のうち何人も所属していなかった同一の政党に新たに三人以上の委員が所属するに至つた場合においては、これらの者のうち二人をこえる員数の委員

二 委員のうち一人がすでに所属している政党に新たに二人以上の委員が所属すると至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員数の委員

4 文部大臣は、委員のうち二人がすでに所属している政党に新たに所属するに至つた委員を直ちに罷免しなければならない。

(委員長)

第十五条 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(会議)

第十六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に故障がある場合においては、前条第三項に規定する委員長を代理する者は、委員長の職務を行うものとし、第二項の規定の適用については、委員長である者とみなす。

(委員の勤務及び給与)

第十七条 委員長である委員以外の委員は、非常勤とする。

2 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員の服務)

第十八条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

第十九条 委員長である委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二 文部大臣の許可を受けた場合

を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2 委員長である委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

(規則制定権)

第二十条 委員会は、法律(これに基づく命令を含む。)で特に定める場合を除くほか、その権限に属する事項を執行するため必要な手続について、教科委員会規則を定めることができる。

(事務局)

第二十一条 委員会に、その所掌事務を処理させるため、事務局を置く。

2 委員会の事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 委員会の事務局に置かれる職員の定数は、別に法律で定める。

第四章 中央教育課程審議会(設置及び権限)

第二十二条 委員会に、中央教育課程審議会(以下「中央審議会」という。)を置く。

2 中央審議会は、この法律及び教科書法の定めるところによりその議決を要することとされた事項について議決し、並びに委員会の所掌事務に関する重要事項について、委員会の諮問に応じて調査審議し、又は委員会に建議する。

(委員)

第二十三条 中央審議会は、委員九十二人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、委員会が任命する。

委員は、次に掲げる者につき、委員会が任命する。

一 都道府県教育委員会が、当該教育委員会に置かれた地方教育課程審議会の委員のうちから推薦した者

二 教育に関し高い識見を有し、かつ、教科内容について専門的知識を有する者四十六人

(分科会)

第二十四条 中央審議会に、分科会を置く。

2 中央審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて中央審議会の議決とすることができ、

(専門員及び調査員)

第二十五条 学校の教育内容に関する専門の事項を調査させるために、中央審議会に専門員を置くことができる。

2 教科書の検定に関する専門の事項を調査させるために、中央審議会に調査員を置くことができる。

(委員、専門員及び調査員の勤務)

第二十六条 委員、専門員及び調査員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第二十七条 この法律に定めるもののほか、中央審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 地方教育課程審議会
(設置及び権限)

第二十八条 都道府県教育委員会に、地方教育課程審議会(以下「地方審議会」という。)を置く。

し、及びこの法律の定めるところにより都道府県教育委員会の権限に属させられた事項に関する重要事項について、都道府県教育委員会の諮問に応じて調査審議し、又は都道府県教育委員会に建議する。

(組織)

第二十九条 地方審議会は、委員六十人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、都道府県教育委員会が任命する。

一 当該都道府県内の学校及び幼稚園の校長若しくは園長又は教員 三十人

二 教育に関し高い識見を有し、かつ、教科内容について専門的知識を有する者 三十人

3 都道府県教育委員会は、委員の任命に当つては、あらかじめ、当該都道府県の知事の意見を聞かなければならない。

(専門員)

第三十条 学校の教育内容に関する専門の事項を調査させるために、地方審議会に専門員を置くことができる。

(費用弁償等)

第三十一条 委員及び専門員は、非常勤とする。

2 委員及び専門員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 前項の費用は、当該都道府県の負担とする。

4 費用弁償の額及びその支給方法は、都道府県の条例で定めなければならない。

5 前項の都道府県条例に関する議案の作成及び提出については、教育委員会法(昭和二十三年法律第百七十号)第六十一条に規定する事件の例による。

(委任)

第三十二条 この法律に定めるもののほか、地方審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県教育委員会規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行し、第七條及び附則第九項の規定を除き、昭和三十五年四月一日以後の学校教育(教科書に関する事項を除く)に關して適用する。

(委員会の最初の委員の任命)

2 この法律の施行後最初に任命される委員会の委員の任期は、第十三條第一項の規定にかかわらず、一人については一年、二人については二年、二人については三年とする。

3 前項に規定する各委員の任期は、くじで定める。

4 この法律の施行後最初に任命される委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができない場合においては、第十二條第二項及び第三項の規定を準用する。

(学校教育法の一部改正)

5 学校教育法の一部を次のように改正する。

第二十條 小学校における教育内容については、別に法律で定める。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 削除

第三十八條を次のように改める。

第三十八條 中学校における教育内容については、別に法律で定める。

第四十條中「第二十一條、」を削る。

第四十三條を次のように改める。

第四十三條 高等学校における教育内容については、別に法律で定める。

第四十五條第二項中「必要な事項」の下に「教育内容に関する事項を除く。」を加える。

第五十一條中「第二十一條」を削る。

第七十三條を次のように改める。

第七十三條 盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部、高等部及び幼稚部の教育内容については、別に法律で定める。

第七十六條中「第二十一條」を削る。

第七十九條を次のように改める。

第七十九條 幼稚園の教育内容については、別に法律で定める。

第五十五條第二項中「必要な事項」の下に「教育内容に関する事項を除く。」を加える。

第三十八條、第四十三條、及び「第七十三條、第七十九條」を削る。

第七十七條を次のように改める。

第七十七條 削除

(教育委員会法の一部改正)

6 教育委員会法の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項及び第四十七條中「教科用圖書の採択、」を削る。

第四十九條第三号中「關する」と「の下に」(第五十條第一号の二に掲げる事務を除く。)を加え、同條第四号を次のように改める。

四 削除

第五十條第一号の次に次の一号を加える。

一の二 初等教育及び中等教育の教育内容等に関する法律(昭和三十一年法律第 号)の定めるところに従い、都道府県内の小学校及び中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部を含む)の教科並びに都道府県内の高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む)の学科及び教科を定め、並びにこれらの学校及び都道府県内の幼稚園の教育課程の基準として学習指導要領を作成すること。

第五十二條中「第四十九條第一項第三号及び第四号」を「第四十九條第三号」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

7 国家行政組織法の一部を次のように改める。

第一類第六号 文教委員会議録第三十二号 昭和三十一年四月二十六日

うに改正する。

別表第一の文部省の項中「文化財保護委員会」を「教科委員会文化財保護委員会」に改める。

8 行政機関職員定員法の一部改正

四年法律第二百六十六号の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表文部省の項中

「本省六三〇九三九人」を「本省六三〇三三九人」に、「文化財保護

委員会四二四四人」を「教科委員会

委員会四二四四人」に改める。

9 文部省設置法（昭和二十四年法律第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十二号の二の次に次の一号を加える。

十二の三 初等教育及び中等教育の学科及び教科並に初等教育及び中等教育の学習指導要領の標準を定めること。

第八条第七号を次のように改める。

七 削除

第八条第十一号を次のように改める。

十一 削除

第八条第十三号から第十四号までを次のように改める。

十三及十四 削除

第十二条第一項第十号を次のように改める。

十 削除

第二十七條第一項の表中教育課程審議会及び教科用図書検定調査審議会の項を削る。

第二十八條中「文化財保護委員会」を「教科委員会文化財保護委員会」に改める。

第二十八條の次に次の一条を加える。

（教科委員会）

第二十八條の二 教科委員会の組織、所掌事務及び権限は、初等教育及び中等教育の教育内容等に関する法律（昭和三十一年法律

第 号）の定めるところによる。

附則中第六項から第八項までを削り、第九項を第六項とし、第十項を第七項とし、第十一項を第八項とする。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

10 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 教科委員会委員長

第一条第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 教科委員会委員

別表第一中「文化財保護委員会委員長」を「教科委員会委員長文化財保護委員会委員長」に改める。

11 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように

改正する。

第二百八十一條第二項第一号中「教科用図書の採択」を削る。

別表第三第二号（イ）の次に次のように加える。

（二） 初等教育及び中等教育の教育内容等に関する法律

改正する。

（昭和三十一年法律第 号）の定めるところにより、都道府県内のすべての小学校、中学校、高等学校及び幼稚園（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部、高等部及び幼稚部を含む。以下同じ。）の

学習指導要領を作成し、その他これらの学校及び幼稚園の教育内容に關し必要な事項を定めること。

別表第七第一号の都道府県教育委員会の項を次のように改める。

（経過規定）

12 昭和三十一年四月一日前の学校教育（教科書に關する事項を除く。）に關しては、この法律による学校教育法、教育委員会法、文部省設置法及び地方自治法の改正にかかわらず、なお従前の例による。

本案施行に要する経費として、平年度約三百万円の見込である。

教科書法案

教科書法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 検定（第三条・第十一

条）

第三章 採択（第十二条・第十八

条）

第四章 発行及び供給（第十九

条・第三十五条）

第五章 雑則（第三十六条・第三

十七条）

第六章 罰則（第三十八条・第四

十一条）

（昭和三十一年法律第 号）

の定めるところにより、都道府県内のすべての小学校、中学校、高等学校及び幼稚園（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部、高等部及び幼稚部を含む。以下同じ。）の

学習指導要領を作成し、その他これらの学校及び幼稚園の教育内容に關し必要な事項を定めること。

別表第七第一号の都道府県教育委員会の項を次のように改める。

（昭和三十一年法律第 号）

の定めるところにより、都道府県内のすべての小学校、中学校、高等学校及び幼稚園（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部、高等部及び幼稚部を含む。以下同じ。）の

学習指導要領を作成し、その他これらの学校及び幼稚園の教育内容に關し必要な事項を定めること。

別表第七第一号の都道府県教育委員会の項を次のように改める。

（昭和三十一年法律第 号）

の定めるところにより、都道府県内のすべての小学校、中学校、高等学校及び幼稚園（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部、高等部及び幼稚部を含む。以下同じ。）の

学習指導要領を作成し、その他これらの学校及び幼稚園の教育内容に關し必要な事項を定めること。

別表第七第一号の都道府県教育委員会の項を次のように改める。

（昭和三十一年法律第 号）

の定めるところにより、都道府県内のすべての小学校、中学校、高等学校及び幼稚園（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部、高等部及び幼稚部を含む。以下同じ。）の

学習指導要領を作成し、その他これらの学校及び幼稚園の教育内容に關し必要な事項を定めること。

別表第七第一号の都道府県教育委員会の項を次のように改める。

（昭和三十一年法律第 号）

の定めるところにより、都道府県内のすべての小学校、中学校、高等学校及び幼稚園（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部、高等部及び幼稚部を含む。以下同じ。）の

学習指導要領を作成し、その他これらの学校及び幼稚園の教育内容に關し必要な事項を定めること。

別表第七第一号の都道府県教育委員会の項を次のように改める。

（昭和三十一年法律第 号）

より、教科委員会が行う検定に合格したものを用いる。

2 この法律で「発行者」とは、教科書を発行することを業とする者をいう。

3 この法律で「登録教科書供給業者」とは、発行者から教科書の供給を受け、児童、生徒等の使用者に對する教科書の供給を業とする者として教科書を供給することとを業とする者で、教科書供給業者名簿に登録を受けた者をいう。

（検定）

第二章 検定

（検定の基準）

第四条 教科書の検定の基準は、教科委員会が中央教育課程審議会の議を経て定める。

2 検定の基準は、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の精神に則り、学校教育法に定める学校教育の目標の達成に資すること

より、教科委員会が行う検定に合格したものを用いる。

2 この法律で「発行者」とは、教科書を発行することを業とする者をいう。

3 この法律で「登録教科書供給業者」とは、発行者から教科書の供給を受け、児童、生徒等の使用者に對する教科書の供給を業とする者として教科書を供給することとを業とする者で、教科書供給業者名簿に登録を受けた者をいう。

（検定）

第二章 検定

（検定の基準）

第四条 教科書の検定の基準は、教科委員会が中央教育課程審議会の議を経て定める。

2 検定の基準は、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の精神に則り、学校教育法に定める学校教育の目標の達成に資すること

より、教科委員会が行う検定に合格したものを用いる。

2 この法律で「発行者」とは、教科書を発行することを業とする者をいう。

3 この法律で「登録教科書供給業者」とは、発行者から教科書の供給を受け、児童、生徒等の使用者に對する教科書の供給を業とする者として教科書を供給することとを業とする者で、教科書供給業者名簿に登録を受けた者をいう。

（検定）

第二章 検定

を旨として定めなければならない。

3 教科委員会は、検定の基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

(検定の申請)

第五條 検定を受けようとする者は、教科委員会規則の定めるところにより、必要な書類を添えて、申請書を教科委員会に提出しなければならない。

2 検定を申請する者は、政令の定めるところにより、検定手数料を納めなければならない。

(検定の手続及び決定)

第六條 検定は、原稿の審査及び見本の審査の二段階によつて行

2 教科委員会は、検定の申請に係る図書について、中央教育課程審議会の議を経て合格又は不合格を決定をし、その旨を直ちに申請者に通知しなければならない。

(不合格に関する理由書の交付及び異議の申立)

第七條 前条第二項の不合格の決定の通知があつた日から十五日以内に当該不合格の決定を受けた者から請求があつたときは、教科委員会は、その者に不合格の理由の要旨を記載した書面を交付しなければならない。

2 前項の場合において、当該書面の交付を受けた者は、その理由に不服があるときは、教科委員会に対し、当該書面の交付を受けた日から十五日以内に、理由を附して、当該不合格の決定につき異議を申し立てることができる。

3 教科委員会は、前項の異議の申立を受理したときは、すみやかに、中央教育課程審議会の議を経て、当該異議につき決定をしなければならない。この場合において、当該異議の申立に理由があると認めるときは、先にした不合格の決定を取り消して合格の決定をし、その旨を直ちに当該異議を申し立てた者に通知しなければならない。

(検定の有効期間)

第八條 合格の検定の有効期間は、次の各号に掲げる区別に従い、検定の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。

一 一月一日から四月三十日まで

の間に検定があつたときは、その翌年の四月一日から起算して

六年の期間が満了する日

二 五月一日から十二月三十一日

までの間に検定があつたときは、その翌年の四月一日から起算して六年の期間が満了する日

(検定の失効)

第九條 教科委員会は、教科書の種目又は検定の基準の変更により、従前の種目又は検定の基準による教科書を使用することが適当でないとき、中央教育課程審議会の議を経て、年度を定めて、その年度以降それらの教科書の合格の検定の効力を失わせることができる。

(教科書の修正)

第十條 発行者は、次の各号に掲げる場合には、その発行する教科書について、教科委員会規則の定めるところにより、修正のため必要

な措置をとらなければならない。

一 誤記、誤植及び明白に誤つて

いる事実の記載があることを発見したとき。

二 客観的事実の変更に伴い明白に誤りとなつた事実の記載があることを発見したとき。

(教科委員会規則への委任)

第十一條 この法律に定めるもののほか、検定の単位、検定の手続その他検定に關し必要な事項は、教科委員会規則で定める。

第三章 採択

第十二條 教科委員会は、毎年、翌年度使用の教科書として発行の申出があつた教科書について、種目、書名、使用学年その他教科委員会規則で定める事項を記載した教科書目録を作成し、これを都道府県の教育委員会に送付しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による教科書目録の送付を受けたときは、これを当該都道府県内の各学校に配付しなければならない。

(採択)

第十三條 教科書の採択は、学校の校長が教員の全員(盲学校、聾学校又は養護学校の小学部、中学部又は高等部にあつては、それぞれ、当該部の教員の全員とする。)の意見を聞いて行う。

2 教科書の採択は、教科書目録に記載された教科書のうちから行わなければならない。

(採択の届出)

第十四條 国立、都道府県立又は私立の学校の校長は、都道府県の教育委員会に、市町村立の学校の校長は、当該市町村の教科委員会を経由して都道府県の教育委員会に、教科委員会規則の定めるところにより、採択した教科書の書名、予定使用部数その他の事項を届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会、教科委員会規則の定めるところにより、前項の届出に基き、当該都道府県内の学校で採択された教科書の書名及び予定使用部数を教科委員会に報告しなければならない。

(採択の変更)

第十五條 学校の校長は、採択した教科書の発行が行われないこととなつた場合には、すみやかに採択の変更をしなければならない。

(教科書展示施設)

第十六條 都道府県の教育委員会は、教科書の採択及び教科内容の研究に資するため、教科委員会の定める基準に従い、教科書展示施設を常設しなければならない。

2 前項の基準は、おおむね、市又は郡の区域ごとに二又は三の教科書展示施設が設けられるように定めなければならない。

3 国は、政令の定めるところにより、教科書展示施設及び運営に要する経費につき、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

(採択に關する不正行為の禁止)

第十七條 発行者又は登録教科書供給業者は、学校の校長及び教員又はこれらの者の属する学校若しくは団体に対する利益の供与、学校

の校長若しくは教員又は学校の校長若しくは教員であつた者の組織的な利用その他の行為で採択の公正を誤らせるおそれがあるものをしてはならない。

(教科委員会規則への委任)

第十八條 この法律に定めるもののほか、教科書の採択に關し必要な事項は、教科委員会規則で定める。

第四章 発行及び供給

(発行の申出)

第十九條 発行者は、教科委員会規則の定めるところにより、毎年、その翌年度に学校において使用すべきものとして発行しようとする教科書につき、書名、定価その他の事項を教科委員会に申し出なければならない。

(発行の指示)

第二十條 教科委員会は、第十四條第二項の規定による報告に基き、発行者に対し、発行すべき教科書の書名、予定使用部数その他の必要な事項を明らかにして、教科書の発行を指示しなければならない。

(発行義務)

第二十一條 前条の規定による指示を受けた発行者は、登録教科書供給業者と教科書の供給に關する契約を締結し、当該指示に係る教科書を発行する義務を負う。ただし、当該指示に係る予定使用部数が著しく少いことその他特別の事情により発行を行うことが著しく困難な場合であつて、教科委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 発行者は、登録教科書供給業者が教科書を供給することができなくなつた場合その他教科委員会規則で定める場合には、教科委員会規則の定めるところにより、当該発行者の指示に係る教科書を需要者に供給しなければならぬ。

3 発行者は、当該発行者の指示に係る教科書について、常に需要及び発行の状況を明らかにしておくとともに、相当数の予備の教科書を備え、児童又は生徒の転校、被災等による特別の需要に迅速に対応するための措置を講じておかなければならぬ。

(発行者の教科書供給業の制限)
第二十二條 発行者は、前条第二項の場合その他教科委員会規則で定める場合を除いては、その発行する教科書を登録教科書供給業者以外の者に供給することを業としてはならぬ。

(発行保証金の供託)
第二十三條 第二十条の規定による発行の指示を受けた発行者は、第二十一条第一項ただし書の規定により発行の義務を負わない場合を除き、当該指示を受けた日から二十日以内に、政令の定めるところにより、発行保証金を供託しなければならぬ。

2 前項の発行保証金の額は、政令の定めるところにより、教科書の定価及び発行の指示に係る予定使用部数に基づいて算定する。

3 発行保証金は、これに相当する額面金額の国債その他政令で定める種類の有価証券をもつて充てることができぬ。

4 発行者は、次の各号に掲げる場合には、第三十四条第二項の規定により国庫に帰属したものを除き、発行保証金を取り戻すことができる。

一 第二十一条の義務を履行したことが教科委員会により確認されたとき。

二 供託の日から一年六箇月を経過したとき。

(登録教科書供給業者)

第二十四條 発行者から、教科書の供給を受けて、児童、生徒等の使用者に教科書を供給することを業とする者に対して教科書を供給することを業としてしようとする者は、教科委員会規則の定めるところにより、教科書供給業者名簿に登録を受けなければならない。

2 教科書供給業者名簿は、教科委員会に備える。

(登録の申請)

第二十五條 教科書供給業者名簿に登録を受けようとする者は、教科委員会規則の定めるところにより、必要な書類を添えて、申請書を教科委員会に提出しなければならない。

2 登録を申請する者は、政令の定めるところにより、登録手数料を納めなければならない。

(登録の拒否)

第二十六條 教科書供給業者は、登録を申請した者が次の各号の一に該当するときは、登録をしてはならない。

一 破産者で復権を得ない者
二 第二十九条第一項第五号に該当することにより登録を取り消され、又は第三十四条第二項の

規定により登録を取り消された日から三年を経過しない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終つた日又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

四 法人で、その役員のうち第一号から前号までの一に該当する者があるもの

五 禁治産者又は営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が第一号から第三号までの一に該当する者

2 教科委員会は、次の各号の一に掲げる場合には、中央教育課程審議会の議を経て、登録をしないことができる。

一 登録を申請した者の事業能力及び信用状態が教科書の供給事業の遂行に著しく不適当であると認められるとき。

二 学校の校長又は教員が登録を申請した者の教科書の供給事業に對し事実上の支配力を有し、これにより教科書の採択の公正が害されるおそれがあると認められるとき。

(変更の登録)

第二十七條 登録教科書供給業者は、登録された事項に変更が生じたときは、二十日以内に、変更の登録を申請しなければならない。

(廃業の届出)

第二十八條 登録教科書供給業者が次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、教科委員会にその旨を届け

出なければならない。

一 個人が死亡した場合において、その相続人

二 個人が破産し、又は法人が破産により解散した場合において、その破産管財人

三 法人が合併により消滅した場合において、その役員であつた者

四 前二号に掲げる場合を除き、法人が解散した場合において、その清算人

五 登録教科書供給業者としての事業を廃止した場合において、その事業を廃止した個人又はその事業を廃止した法人の役員

(登録の取消)

第二十九條 教科委員会は、登録教科書供給業者が次の各号の一に該当するときは、登録を取り消さなければならない。

一 第二十六条第一項各号の一に該当するに至つたとき。

二 登録を受けてから二年以内に登録教科書供給業者としての事業を開始しないとき。

三 登録教科書供給業者としての事業を二年以上休止したとき。

四 前条各号の一に該当するに至つたとき。

五 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき。

を取り消すことができる。

(登録教科書供給業者の供給義務)
第三十條 登録教科書供給業者は、正当な理由がなく、発行者との教科書の供給に關する契約の締結を拒んでならない。

2 登録教科書供給業者は、児童、生徒等の使用者に對する教科書の供給を業とする者の需要に応じて、発行者との契約に係る教科書を供給する義務を負う。

3 児童、生徒等の使用者に對する教科書の供給を業とする者がその業を行うことができないこととなつた場合その他教科委員会規則で定める場合には、登録教科書供給業者は、発行者との契約に係る教科書を児童、生徒等の使用者に供給しなければならない。

4 登録教科書供給業者は、その供給する教科書について常に需要及び供給の状況を明らかにしておくとともに、在庫の教科書が必要に不足するときは、すみやかに発行者からその供給を受けるために必要な措置を講じなければならない。

(教科書の表示)
第三十一條 発行者は、教科委員会規則の定めるところにより、その発行する教科書に教科委員会が行う検定に合格した旨及び種目、書名、使用学年その他の事項を表示しなければならない。

2 発行者は、教科書でない図書に教科委員会が行う検定に合格した旨を表示して、これを発行してはならない。

(教科書の定価)
第三十二條 発行者は、教科委員会

が中央教育課程審議会の議を経て定める基準により、教科委員会の認可を受けて、教科書の定価を定めなければならない。

2 教科書は、教科委員会規則で定める場合その他正当な理由がある場合を除き、定価以外の価格で児童、生徒等の使用者に販売してはならない。

(報告及び立入検査)
第三十三条 教科委員会は、この法律の実施のため必要があると認めるときは、発行者又は登録教科書供給業者に対し、教科書の発行又は供給の事業に関し、報告をさせることができる。

2 教科委員会は、この法律の実施のため必要があると認めるときは、その職員に、発行者又は登録教科書供給業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、教科書の発行又は供給の事業の状況に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に対し質問をさせることができる。

3 教科委員会は、登録教科書供給業者に対する第一項又は前項の権限を都道府県教育委員会に委任することができる。

4 第二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(法令違反に対する措置)

第三十四条 教科委員会は、発行者又は登録教科書供給業者がこの法

律又はこれに基く命令に違反すると認めるときは、発行者又は登録教科書供給業者に対し、その違反行為をやめるべき旨又は義務の履行若しくは違反行為の是正のため必要な事項を示してこれを行うべき旨を命ずることができる。

2 教科委員会は、発行者又は登録教科書供給業者がこの法律又はこれに基く命令に違反した場合において、前項の規定による措置によつては十分な結果が得られないと認めるとき、又は発行者若しくは登録教科書供給業者が同項の規定による措置に従わないときは、中央教育課程審議会の議を経て、教科書の発行の停止を命じ、登録を取り消し、発行保証金の全部若しくは一部を国庫に帰属させ、又は第十九条の申出に係る教科書の全部若しくは一部を教科書目録に記載しないこととすることができる。

3 教科委員会は、前項の規定により処分を行うときは、あらかじめ、発行者又は登録教科書供給業者に意見を陳述する機会を与えなければならない。

(教科委員会規則への委任)
第三十五条 この法律に定めるもののほか、教科書の発行及び供給に関し必要な事項は、教科委員会規則で定める。

第五章 雑則

(職業教育用教科書等に関する特別例)

第三十六条 高等学校において使用する職業に関する教科の教科書、盲学校、聾学校若しくは養護学校又は小学校、中学校若しくは高等

学校の特殊学級において使用する教科書及び中学校又は高等学校が行う通信教育において使用する教科書に關しては、これらの教科書の特殊性に基き、政令の定めるところにより、特別の措置を講ずることができる。

(政令への委任)

第三十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十八条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条の規定による登録を受けずに、発行者から教科書の供給を受けて、児童、生徒等の使用者に教科書を供給することを業とする者に対して教科書を供給することを業とした者
二 虚偽又は不正の事実に基づいて、第二十四条の規定による登録又はその変更の登録を取つた者
三 第三十一条第二項の規定に違反して、教科書でない図書を発行した者
四 第三十四条第二項の規定による教科書の発行の停止の命令に違反して、教科書を発行した者
第三十九条 次の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第二項の規定に違反して、教科書を販売した者
二 第三十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第三十三条第二項の規定によ

る検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者
第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第四十一条 次の各号の一に該当する者は、二万円以下の過料に処する。
一 第二十七条の規定に違反して、変更の登録の申請を怠つた者
二 第二十八条の規定に違反して、届出を怠り、又は虚偽の届出をした者
三 第三十一条第一項の規定に違反して、教科書を発行した者

附則
(施行期日)
1 この法律は、初等教育及び中等教育の教育内容等に関する法律(昭和三十一年法律第 号)の施行の日から施行する。
(この法律の失効)
2 この法律は、昭和三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なお、その効力を有する。

3 昭和三十八年四月一日以後における教科書の検定、採択、発行及び供給に關しては、この法律に規定する教科委員会の権限(第四條第一項、第十六條第一項又は第三十二条第一項に規定する基準を定め

る権限を除く。)を都道府県教育委員会に属させることとするほか、この法律の趣旨に適合して立法措置が講ぜられなければならない。

(教科書の発行に関する臨時措置法等の廃止)
4 次に掲げる法律は、廃止する。

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三十二号)
文部省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第四十九号)

(経過規定)
5 初等教育及び中等教育の教育の内容等に関する法律による改正前の学校教育法第二十一条第一項(同法第四十条、第五十一条及び第七十六条において準用する場合を含む。)の規定による文部大臣の検定を経た教科用図書及び文部大臣において著作権を有する教科用図書は、昭和三十五年三月三十一日までは、この法律に規定する教科書とみなす。

6 昭和三十一年度使用される教科書の採択、発行及び供給に關しては、なお、従前の例による。

7 この法律施行の際、現に附則第五項の規定により教科書とみなされた図書を発行することを業としてゐる者からその図書の供給を受けて、児童、生徒等の使用者にその図書を供給することを業とする者に対してその図書を供給することを業としている者は、昭和三十三年三月三十一日以前に使用される教科書については、第二十

四、第一項の規定にかかわらず、教科書供給業者名簿に登録を受けていないで、登録教科書供給業者の業を行うことができる。

8 前項の規定により昭和三十三年三月三十一日以前に使用される教科書につき登録教科書供給業者の業を行うことができる者は、第十七条、第二十一条第一項及び第二十二條、第三十條、第三十三條、第三十四條、第三十八條第四号、第三十九條第二号及び第三号並びに第四十條の規定の適用については、登録教科書供給業者とみなす。

9 教科書供給業者は、前項の規定により適用される第三十四條第一項の規定による措置に従わない者がその後三年以内に第二十五條の規定による登録を申請したときは、中央教育課程審議会の議を経て、その登録をしないことができる。

13 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

（目的）
第一条 この法律は、日本国憲法に定める義務教育無償の原則に則り、国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒に教科書を給与し、並びに私立の義務教育諸学校の児童及び生徒に教科書を給与する経費につき国が補助し、もつて義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

（定義）
第二条 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める小学校、中学校並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部をいう。

（管理者の報告義務等）
第五条 管理者は、義務教育諸学校の児童又は生徒に教科書を給与したときは、教科委員会規則の定めるところにより、給与した教科書の書名、その給与を受けた児童又は生徒の数その他必要な事項を教科委員会に報告するとともに、給与した教科書の価格総額その他必要な事項を記載した証明書を当該教科書の発行者に交付しなければならない。

11 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

14 盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

（教科書の給与）
第三条 国は、国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒に対し、

（代金の支払）
第六条 第四条の義務を履行した発行者は、教科委員会規則の定めるところにより、教科委員会に対し、前条の証明書を添えて、当該供給した教科書の代金の支払を請求するものとする。

（政令への委任）
第十一条 この法律に定めるものの

め、その結果を教科委員会に報告すること。

（罰則）
（産業教育振興法の一部改正）
12 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

（特別区に関する特別）
第七条 特別区が設置する義務教育諸学校は、この法律の適用については、都が設置する義務教育諸学校とみなす。

（教科委員会の監督）
第八条 教科委員会は、この法律の実施に関し必要があると認めるときは、教科書の給与に関する事務につき、その実施の状況を調査し、及び管理者に必要な報告をさせることができる。

（教科書等）に、同条中「教科用図書」を「教科書」と改める。

（教科書の給与）
（就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律の一部改正）
15 就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律（昭和三十一年法律第四十

号）の一部を次のように改正する。

（就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律の一部改正）
15 就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律（昭和三十一年法律第四十

(四) 義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科書の給与に關する法律の定めるところにより、市町村立の義務教育諸学校の児童及び生徒に対して國の行ふ教科書の給与に關する事務を行うこと。

本案施行に要する経費

最初に初等教育及び中等教育の内容等に関する法律案につき、その大綱と提案の趣旨を御説明申し上げます。

初等教育及び中等教育の教育内容に関する事項は、現在学校教育法の規定によりまして、当分の間、文部大臣が定めることとされているのであります。

書の給与に関する法律を施行すること、第五にその他教育内容に関する事務につきましては都道府県教育委員会に指導と助言を与えること等をその権限としたものでございます。

なお、このうち、教科関係の権限につきましては、後ほど詳しく御説明申

第二に、教科書法案に關し御説明いたします。この場合、政府案と対比した。行制度から切りかえるため多少の日時を必要といたしますので、この法律は昭和三十五年四月一日以後における学校教育に關して適用するものと定め

つつ順次御説明申し上げたいと存じます。

まず、教科書検定の制度についてであります。

政府案は、いわば固定化一步手前のものというべきであります。すなわち、文部大臣が勝手に任命した検定審議会において厳重な検定を行うのでありまして、教科書の編集内容に対して時代錯誤的な制約をきびしく加え、政府与党にお気に入りの教科書だけを合格させ、もって教育の内容を政党が支配することとなるおそれが非常に濃厚であるといわなければなりません。この法案におきましては、教科書の検定は、教科委員会が中央教育課程審議会の議を経て行うこととし、中正、かつ適切な検定を保障いたしました。注意されなければならぬことは、検定の基準であります。憲法及び教育基本法の精神に反していないか、または客観的誤謬がないかについて厳重な検定を行うべきことは当然であります。現在文部省において各教科ごとにかなり詳細な学習指導要領を定めており、教科書は、これに準拠して行なうことが必要とされておるのであります。

この法案におきましては、先ほど申し上げましたように教科委員会は都道府県が学習指導要領を定める参考とすべき標準を定めるだけでありまして、教科書の検定に際しましての基準は、この学習指導要領の標準とは別に、国民教育に必要な最少限度の大綱が定められ、教科書は、この大綱に基いておればよいこととなり、検定の基準に非常幅広い幅が認められることとなるのであります。これは、イギリスなどの先進諸国においてすでに採用している

ところのいわゆる採択の自由化に向い、一歩前進するものでありまして、その結果は、編集者の自由な創意に基いて、それぞれ、特色を持った多種多様の教科書が生み出されることとなるのであります。従いまして、検定の際に内容が類似しているなどという理由で検定を拒否するという政府案の建前はとらないのであります。そして、この多種多様な教科書の中から、現場の教師が自己の地域の実情に即して生きた教育を行うべく最も適切と考えるものを採択すればよいというのがこの法案のとりまする基本的な構想の一つでございます。

その二は教科書の採択であります。教科書の採択は、地域社会の要求と児童及び生徒の心身の発達に即して立てられた学校の教育指導計画に基きまして、直接学習指導に当ります教師によって各教科書が検討され、その計画に適合するかどうかによって選定されることとならなければなりません。この意味におきまして、教科書の採択は、学校の校長が教員の意見を聞き採択することとしたしました。

さらに常時教科書の研究に資するためには都道府県の教育委員会は、都市単位に二ないし三の教科書展示施設を設けることとし、国は、これに対し、必要な補助を与えることとしたしました。常設展示会のため業者負担が増し、教科書の価格が上がるのではないように処置する深い配慮でありまして政府案に対する特色の一つであります。

その三は発行及び供給に関する制度の整備についてであります。政府案におきましては、発行者及び供給業者につきましては登録制度を設け、これら

の業者に対する規制と監督を行なっているものであります。この法案におきましては、供給業者につきましては登録制度を取り入れておるのであります。が、発行につきましては、教科書の学校教育における地位にかんがみ、常にその内容を第一義に考えるのでありまして、検定の自由化の建前に当然に伴うものとして発行の自由はあくまで保障しなければならぬと考えるものであります。

教科書の発行者の資格につきましては政府案におけるがごとき制限は何ら設けておりません。しかし、なお発行につきましてもその事業の重要性と公共性にかんがみ、悪質な発行者には適当な措置を講ずることができるとし、教科書の迅速かつ、確実な発行供給を確保することにも意を用いてあるのでございます。

以上の諸点が政府提出法案と社会党提案の法案との主要な差異でございます。

なお、最後に申し上げておかねばならないことは、この法律は、附則第二項の規定によりまして昭和三十八年三月三十一日限りその効力を失う時限立法でありまして、附則第三項により昭和三十八年四月一日以後における教科書の検定、採択、発行及び供給に關しては、この法律に規定する教科委員会の権限は、その一部を除き、都道府県の教育委員会に属することとするほか、この法律の趣旨に適合した立法措置が講ぜられなければならないとされておることとあります。これは、初等教育及び中等教育の教育内容等に関する法律案により、教育内容は都道府県の教育委員会が定めることとしたしま

した趣旨からして、それと密接な関連のある教科書の検定等に関する行政も、都道府県の教育委員会において所管すべきものであります。が、現在の地方行政機構の整備状況及び教科書発行の実情等にかんがみまして、地方に移譲して円滑にとり行なっていくことができないまでには、なお、数年の年月を必要といたしますのでかように定めた次第でございます。

第三に、義務教育諸学校の児童及び生徒に教科書を給与することに関する法律案について御説明いたします。

教育はまことに国の基であり、国家興隆も一に民主主義的教育の充実に基くものといわなければなりません。この意味におきまして、憲法も「義務教育は、これを無償とする」と規定しているものであります。この義務教育無償の原則にのっとり、義務教育に対する国の責任を明らかにすると同時に父兄の教育費を軽減するためにこの法案は、義務教育諸学校の児童及び生徒に対して教科書を無償で給与するとともに私立の義務教育諸学校の児童及び生徒に学校法人が教科書を給与した場合にとするものでございます。

この給与は、教科委員会が実施することとし、義務教育諸学校を付置または所管する大学の学長、都道府県の教育委員会または市町村の教育委員会が管理者となり、それぞれ義務教育諸学校の校長を通じて給与することといたしております。

この法律は昭和三十三年度以後に使用する教科書に關し適用いたし、年次計画によりまして、昭和三十三年度には小学校の第一学年に限り、以後昭和

四十一年度まで毎年度順次一学年ずつ延長するものでございまして、昭和四十二年度に至り初めて全義務教育諸学校の児童生徒に教科書が給与されることとなるのであります。その経費は最初の年度において約十億円、この法律が完全に適用されることとなる昭和四十一年度以後は毎年百四十億円程度の経費が必要とされておるのでござい

ます。

以上簡単にございしますが、三法案につき提案の趣旨を御説明申し上げましたが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛同下されんことをお願い申し上げます。

○佐藤委員長 これにて三案に関する提案理由の説明は終了しました。三案に關する質疑は追ってこれを行うことといたします。

本日はこの程度とし、次会は公報をもってお知らせいたします。

なお散会後理事会を開きます。本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十二分散会

〔参照〕

万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に關する法律案（内閣提出、参議院送付）に關する報告書（別冊附録に掲載）